

三木町総合計画

(令和8年度～令和12年度)



(素案)

三木町



はじめに

本町では、平成 27 年 3 月に「三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、令和 3 年 3 月に「第 2 期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、町の最上位計画と位置づけ、町の向かうべき方向を定め、着実に事業を推進しております。

去る令和 6 年 10 月 1 日に、本町は町制施行 70 周年を迎え、暮らしやすさと豊かな自然が共存し、調和のとれた住みよいまちとして発展してまいりました。

しかしながら、現代の社会情勢は、急速に進む人口減少、昨今の物価高騰、デジタル化の急速な進展、ダイバーシティ & インクルージョンの推進による町民ニーズの多様化等に伴う大きな転換期にあり、これまで以上に柔軟かつ効率的な町政運営が求められております。

この度本町は、この時代の難局においてもさらなる発展をめざし、「若者が帰ってくるふるさとを創る～子育てよし、住んでよし、学び遊んでよし、働いてよし～」をスローガンに掲げ、令和 8 年度から令和 12 年度の 5 か年を計画期間とした「第 3 期三木町総合戦略」を策定いたしました。

また、本総合戦略の策定にあわせ、「改訂版人口ビジョン」及び「行財政改革基本方針」を策定し、人口減少社会の中、人材、財源の確保が困難な状況にあっても、持続可能な行財政運営を行い、本総合戦略に掲げる事業を着実に実行することをめざしております。

「第 3 期三木町総合戦略」、「改訂版人口ビジョン」及び「行財政改革基本方針」の 3 つの指針を三位一体で推進するべく、これらを統合した「三木町総合計画」をもって、住民皆様が安心して住み続けられる、信頼と活力に満ちた三木町をめざしてまいりますので、皆様におかれましては、今後とも変わらずご協力を賜りたいと存じます。



令和 8 年 3 月

三木町長 伊藤 良春

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけと期間.....	2

1 改訂版人口ビジョン

第2章 三木町の現状.....	3
1. 人口の動向.....	3
2. 自然増減に関わる要因.....	10
3. 産業について.....	11
4. 現状分析のまとめ.....	12
第3章 人口の将来展望.....	13
1. 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計.....	13
2. 本計画における将来人口シミュレーション.....	16
3. 人口の将来展望の設定.....	19

2 第3期三木町総合戦略

第4章 第2期三木町総合戦略の取組.....	21
1. 前計画の最終評価.....	21
2. 現行の総合戦略を踏まえた今後の取組の方向性.....	26
3. 国が示す新たな視点と本計画の基本的視点.....	27
第5章 三木町の将来像（地域ビジョン）と基本目標.....	28
1. 将来像（地域ビジョン）の設定.....	28
2. 基本目標の設定.....	29
3. 施策体系.....	30
第6章 総合戦略.....	32
基本目標Ⅰ ふるさとの活力を育むまちづくり.....	32
Ⅰ-1 安心して働けるまち	32

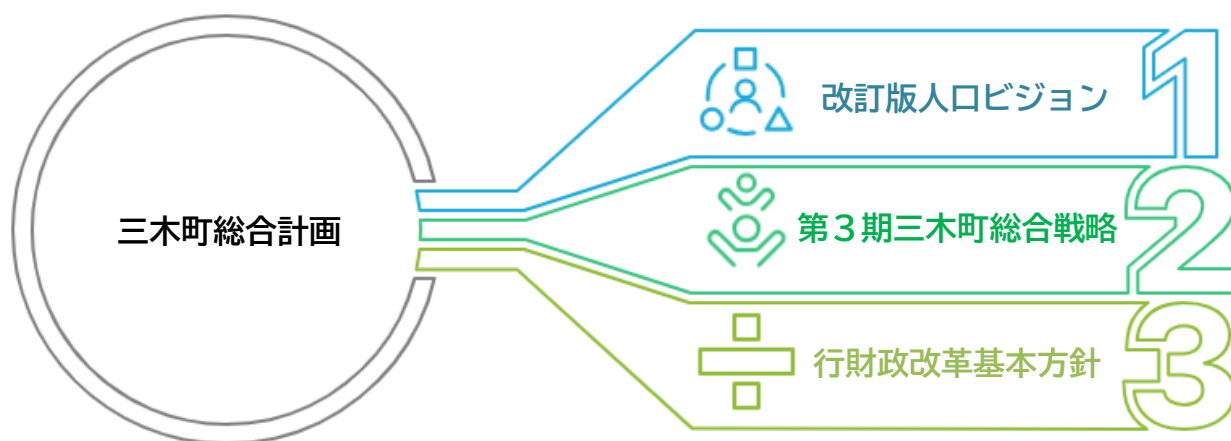
I - 2	地方経済の活性化	33
I - 3	健全な行財政運営	34
I - 4	付加価値創出型の観光のまち	35
基本目標Ⅱ	ふるさとのつながりを育み活かすまちづくり.....	37
Ⅱ - 1	移住・定住・交流施策の推進	37
Ⅱ - 2	産官学金労言等連携強化	39
基本目標Ⅲ	豊かな心を育む 子育て・教育のまちづくり.....	41
Ⅲ - 1	安心して子どもを産み育てられるまち	41
Ⅲ - 2	教育のまち宣言	43
Ⅲ - 3	文化の香り高い文教のまち	46
基本目標Ⅳ	人を大事にするやさしいまちづくり.....	48
Ⅳ - 1	健康で長寿のまち	48
Ⅳ - 2	様々な人が輝く共生社会の実現	49
基本目標Ⅴ	安全安心で住みよいまちづくり.....	52
Ⅴ - 1	快適な住環境	52
Ⅴ - 2	交通利便性の向上	53
Ⅴ - 3	安全安心なまち	54

3 行財政改革基本方針

第7章	行財政改革基本方針.....	59
1.	町が直面する現状と課題.....	59
2.	三木町を改革する新たな三つの柱（新改革3本柱）	64
3.	行財政改革実施計画.....	65
4.	実施計画概要（具体的な取組）	67

本書の構成

本書は、三木町の未来を見据えた重要な戦略をまとめたものであり、「改訂版人口ビジョン」、「第3期三木町総合戦略」及び「行財政改革基本方針」の3つの柱から構成されています。これらは、地域の実情に即した持続可能な発展をめざし、人口減少社会に対応するための指針を提供します。



改訂版人口ビジョン ……▶ P.3

本格的な人口減少社会に対応するため、本町における人口の現状を分析し、地域の実情に即しためざすべき将来の方向性を示す指針

第3期三木町総合戦略 ……▶ P.21

改訂版人口ビジョンを踏まえ、今後5年間（令和8年度～令和12年度）の人口減少対策と持続可能なまちづくりの方向性を示した本町の指針

行財政改革基本方針 ……▶ P.59

限られた経営資源（人・モノ・カネ）を効果的・効率的に活用し、スピード感を持った行政経営を実現するための指針

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の背景と目的

我が国の総人口は、平成20（2008）年の約1億2,808万人をピークに人口減少社会に入っており、令和6（2024）年12月1日現在で約1億2,374万人となっています。また、高齢者人口は約3,623万人で、総人口に占める割合は29.3%です。

一方で、出生数は平成27（2015）年以降100万人を下回り、令和5（2023）年には約73万人にまで減少しました。こうした人口減少と少子高齢化は、労働力や地域活力の低下、内需の縮小を通じて経済の停滞や国力の低下を招くおそれがあります。また、地方の人口減少と都市部への人口集中が進行する中、経済格差とともに人口格差も深刻化しています。

国においては、このような状況に歯止めをかけるとともに地方創生を促すため、平成26（2014）年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。そして、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26（2014）年12月に策定しました。これ以降、国の動向を踏まえ、全国の自治体においても地方版の「人口ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されています。

このような地方創生の取組により、地方移住による就業・起業やサテライトオフィス、ワーケーション等の多様な働き方、特産品のブランド化による農林水産業の振興、ふるさと納税制度の活用等を通じて、継続的に地域との関わりを持つ動きも全国の至るところで見られるようになってきました。

地方創生の動きを加速するため、令和4（2022）年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、デジタルの力による社会課題解決やデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保等の取組を推進しています。また、令和6（2024）年10月には石破内閣の主導の下、地方創生のため地域のあらゆる関係者が知恵を出し合うことで地方創生施策をさらに推進する方向性（地方創生2.0）が打ち出されました。

本町においてはこれまで「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「改訂版人口ビジョン」を策定し、また、厳しさを増す財政状況に向き合い、効率的な行財政運営を行うため、「行財政改革基本方針」に基づいた取組を進めてきました。その中で、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、本町の地方創生施策に特化した重点戦略を記載したものであり、かつ本町のまちづくり施策の大部分を網羅していたことから、本町の最上位の計画と位置づけてきました。

このたび、現行の総合戦略を踏まえつつ、今回改訂する「改訂版人口ビジョン」、「第3期三木町総合戦略」、「行財政改革基本方針」を一体とした「三木町総合計画」を本町の最上位計画として策定し、町がめざす将来像に向けた方向性を明確にし、分野横断的かつ長期的な行政運営を推進することとします。

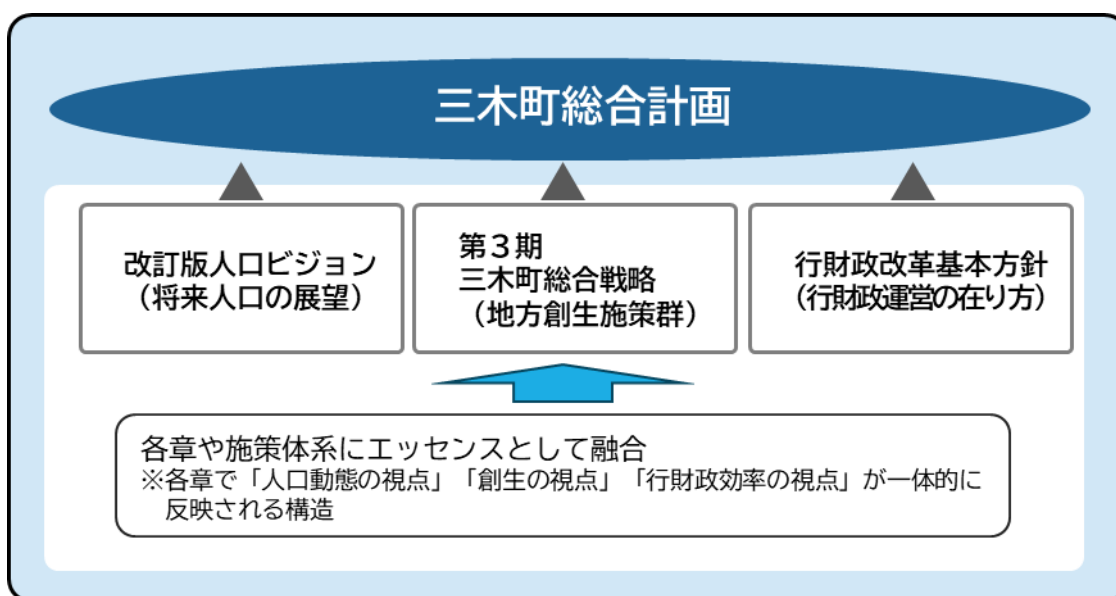
2. 計画の位置づけと期間

本町では、これまで「改訂版人口ビジョン、第2期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略、行財政改革基本方針」（以下「前計画」という。）を通じて、人口減少対策、地域活力の向上に取り組んできました。

このたび、前計画の期間が令和7（2025）年度で終了することから、新たな「三木町総合計画」（以下「本計画」という。）を策定します。本計画は、「人口ビジョン」「総合戦略」「行財政改革基本方針」というこれまでの計画体系を整理・再編し、自治体運営の指針として総合的かつ一体的に策定するものであり、本町のすべての計画の指針となる最上位計画と位置づけます。また、地方創生の観点から実効性の高い計画とされる「三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係が深いことから、本計画で示す重点施策や各分野の目標指標等は、当該総合戦略の施策を継承しています。

本計画の計画期間について、「改訂版人口ビジョン」については、国立社会保障・人口問題研究所が令和5（2023）年に推計値を公表している令和32（2050）年までを対象期間として、今後の中長期的な人口の変化等を検討することとします。さらに、「第3期三木町総合戦略」及び「行財政改革基本方針」については、時代の流れに対応していく必要があるため、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

◆計画の位置づけ◆



◆計画の期間◆

和暦（年度）	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	・・・	令和32
西暦（年度）	2026	2027	2028	2029	2030	・・・	2050
総合計画	改訂版人口ビジョン						
	第3期三木町総合戦略					次期計画	
	行財政改革基本方針					次期計画	

1

改訂版人口ビジョン

本格的な人口減少社会に対応するため、
本町における人口の現状を分析し、地域の実情に即した
めざすべき将来の方向性を示す指針



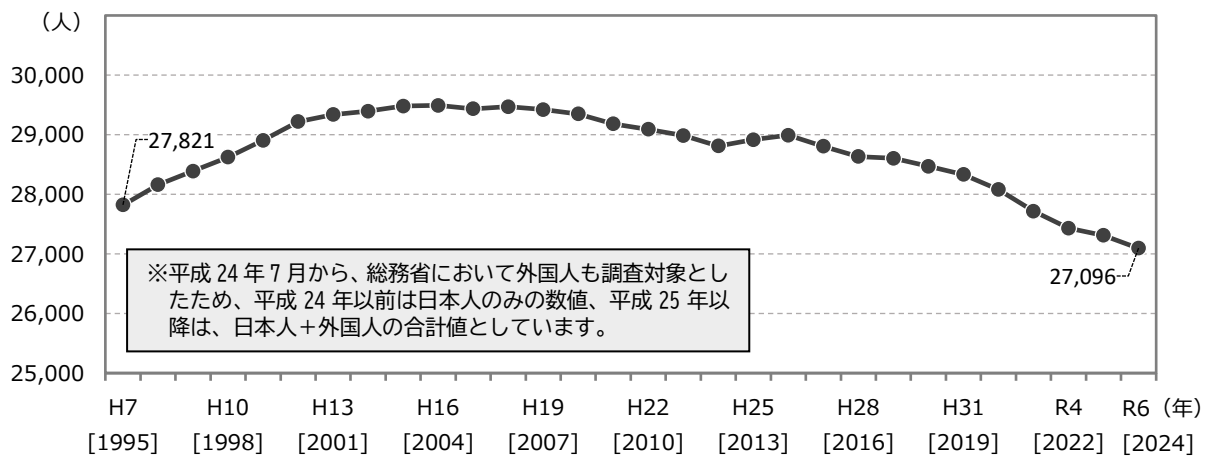
第2章 三木町の現状

1. 人口の動向

(1) 総人口の推移

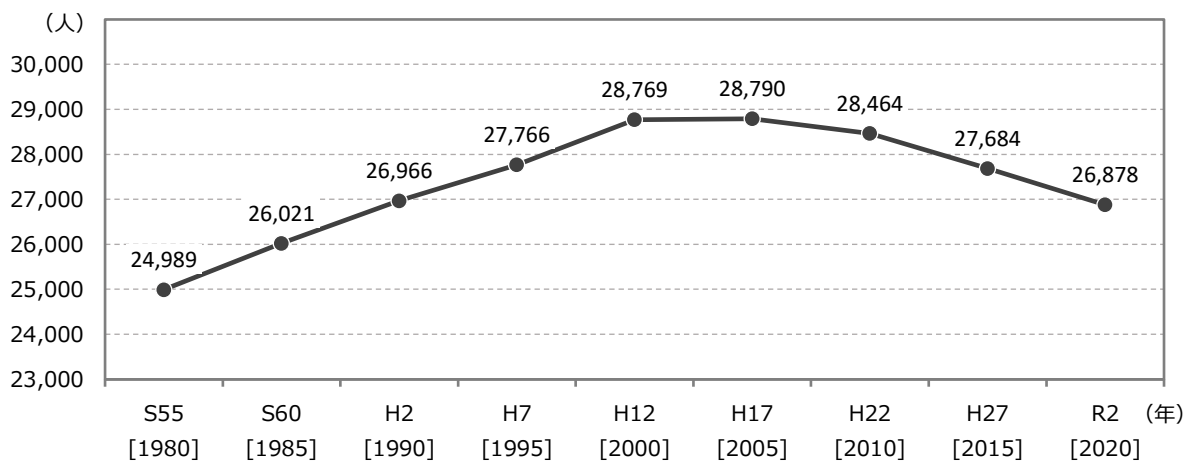
本町の総人口は、令和6年1月1日時点（住民基本台帳）で27,096人、令和2年10月1日時点（国勢調査）で26,878人となっています。

◆総人口の推移（住民基本台帳）◆



資料：住民基本台帳（総務省）※H7～H25は各年3月31日時点、H26以降は各年1月1日時点

◆総人口の推移（国勢調査）◆

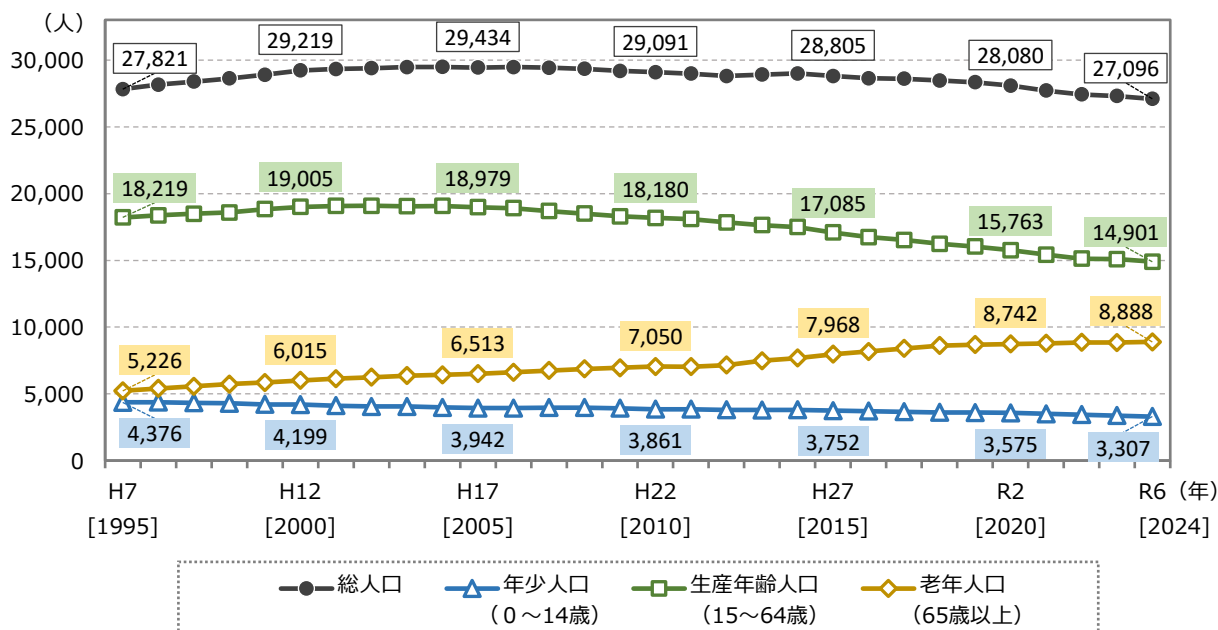


資料：国勢調査（総務省）※いずれも調査時点（10月1日）

(2) 年齢3区分別人口の推移

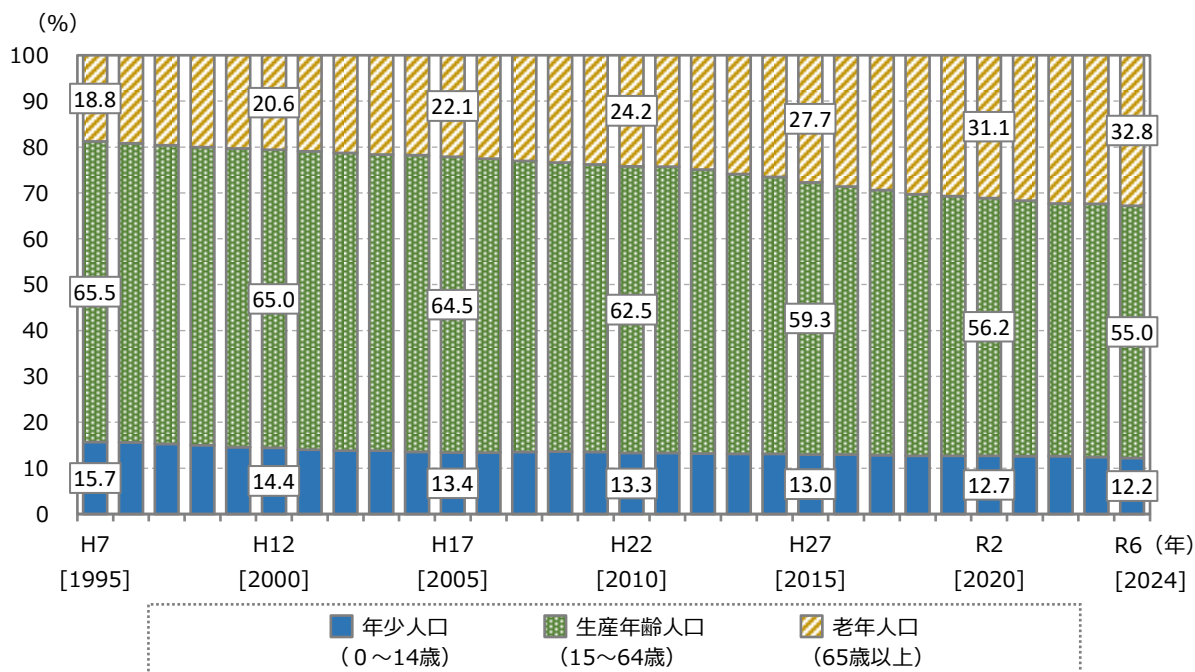
年齢3区分別人口の推移を見ると、平成16年をピークに人口減少が始まり、緩やかに減少傾向で推移しています。その中で、年少人口及び生産年齢人口は減少、老年人口は増加傾向で推移しています。また、令和6年の高齢化率は32.8%で、総人口の減少とともに、増加で推移しています。

◆年齢3区分別人口の推移◆



資料：住民基本台帳（総務省）※H7～H25は各年3月31日時点、H26以降は各年1月1日時点

◆年齢3区分別の人口割合の推移◆

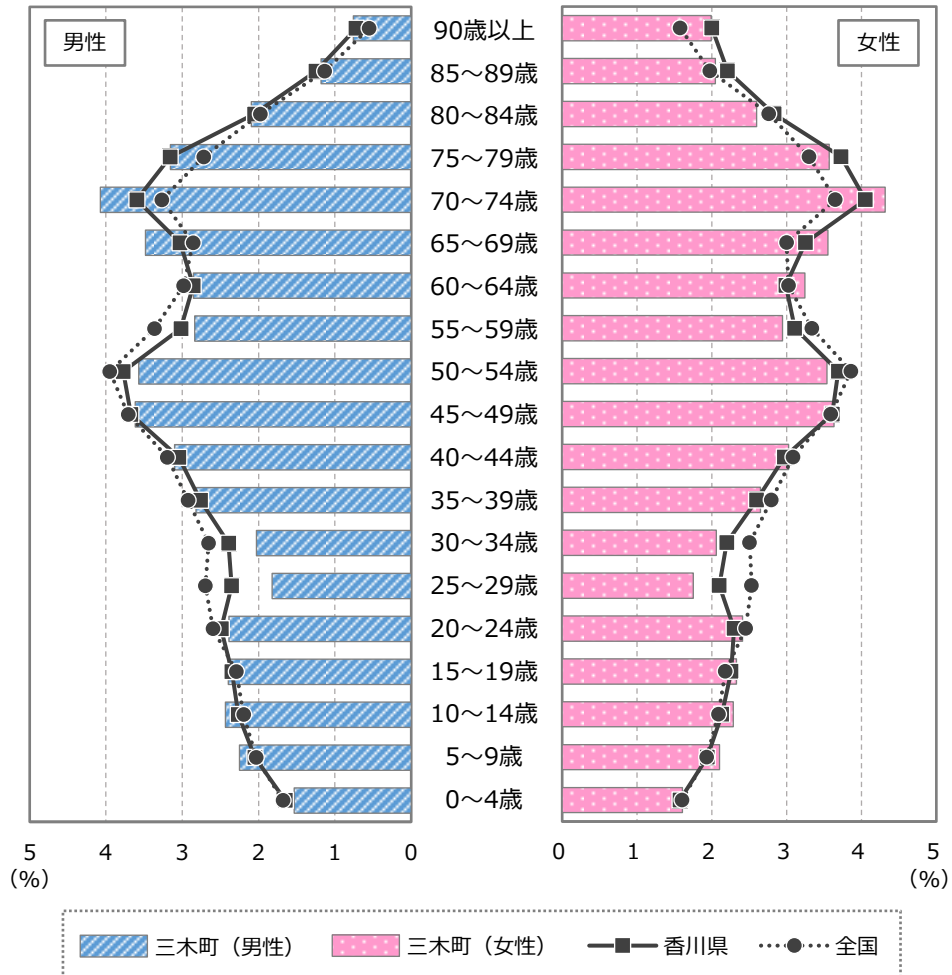


資料：住民基本台帳（総務省）※H7～H25は各年3月31日時点、H26以降は各年1月1日時点

(3) 5歳階級別人口比の構成

5歳階級別人口比の構成を見ると、香川県と比べて、男女ともに老年人口（65歳以上）のうち65～74歳の割合が高く、生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）のうち25～34歳の割合が大きく下回っています。

◆ 5歳階級別人口比の構成 ◆



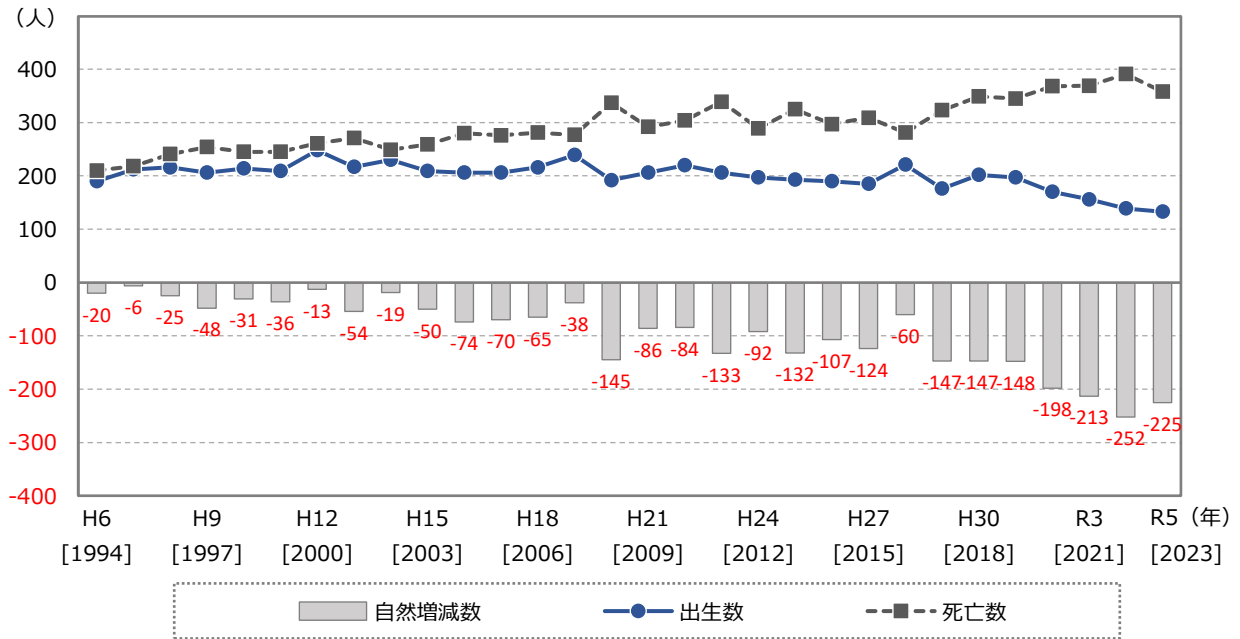
資料：住民基本台帳（総務省）※令和6年1月1日時点

(4) 自然増減、社会増減の推移

自然増減（出生数と死亡数の差）を見ると、死亡数が出生数を上回る自然減で推移しています。

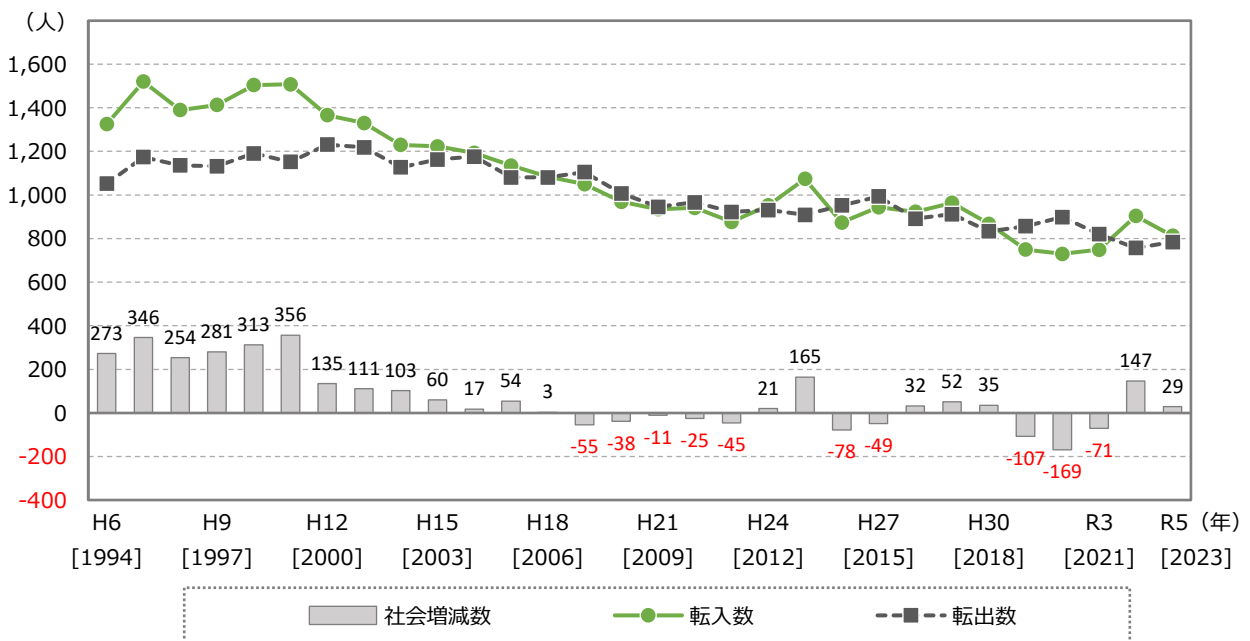
一方で、社会増減（転入数と転出数の差）を見ると、年によって変動がありますが、近年は転入者が転出者を上回る社会増となっており、令和5年は+29人となっています。

◆自然増減の推移◆



資料：住民基本台帳（総務省）※H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25以降は各年1月1日～12月31日

◆社会増減の推移◆

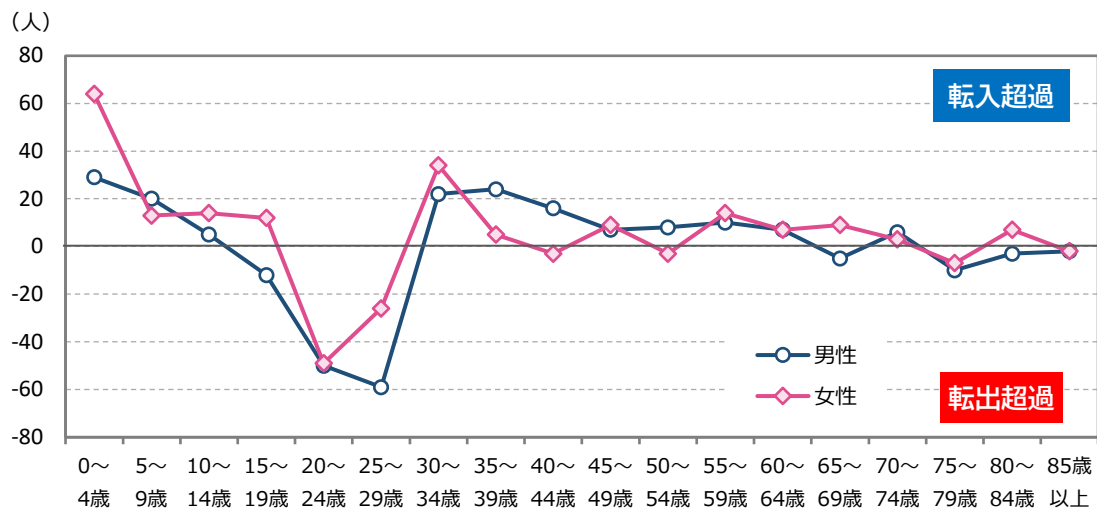


資料：住民基本台帳（総務省）※H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25以降は各年1月1日～12月31日

(5) 転入・転出超過数(男女別・5歳階級別)

転入・転出超過数(令和3年～令和5年の累計)を見ると、男女ともに20～24歳で大幅な転出超過が見られ、進学・就職による流出であることが推測されます。一方で、30～34歳と0～9歳で転入超過が見られることから、子育て世代とそのこどもの転入が要因であることが推測され、若年層の流出及び子育て世代のU・Iターンの傾向がうかがえます。

◆転入・転出超過数(男女別・5歳階級別)【令和3年～令和5年の累計】◆



(単位：人)

年齢	転入			転出			転入超過数		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
0～4歳	84	114	198	55	50	105	29	64	93
5～9歳	42	33	75	22	20	42	20	13	33
10～14歳	25	33	58	20	19	39	5	14	19
15～19歳	64	74	138	76	62	138	-12	12	0
20～24歳	192	231	423	242	280	522	-50	-49	-99
25～29歳	154	171	325	213	197	410	-59	-26	-85
30～34歳	139	142	281	117	108	225	22	34	56
35～39歳	108	97	205	84	92	176	24	5	29
40～44歳	75	54	129	59	57	116	16	-3	13
45～49歳	55	53	108	48	44	92	7	9	16
50～54歳	43	33	76	35	36	71	8	-3	5
55～59歳	49	32	81	39	18	57	10	14	24
60～64歳	31	28	59	24	21	45	7	7	14
65～69歳	19	18	37	24	9	33	-5	9	4
70～74歳	17	24	41	11	21	32	6	3	9
75～79歳	7	9	16	17	16	33	-10	-7	-17
80～84歳	8	19	27	11	12	23	-3	7	4
85歳以上	9	20	29	11	22	33	-2	-2	-4
計	1,121	1,185	2,306	1,108	1,084	2,192	13	101	114

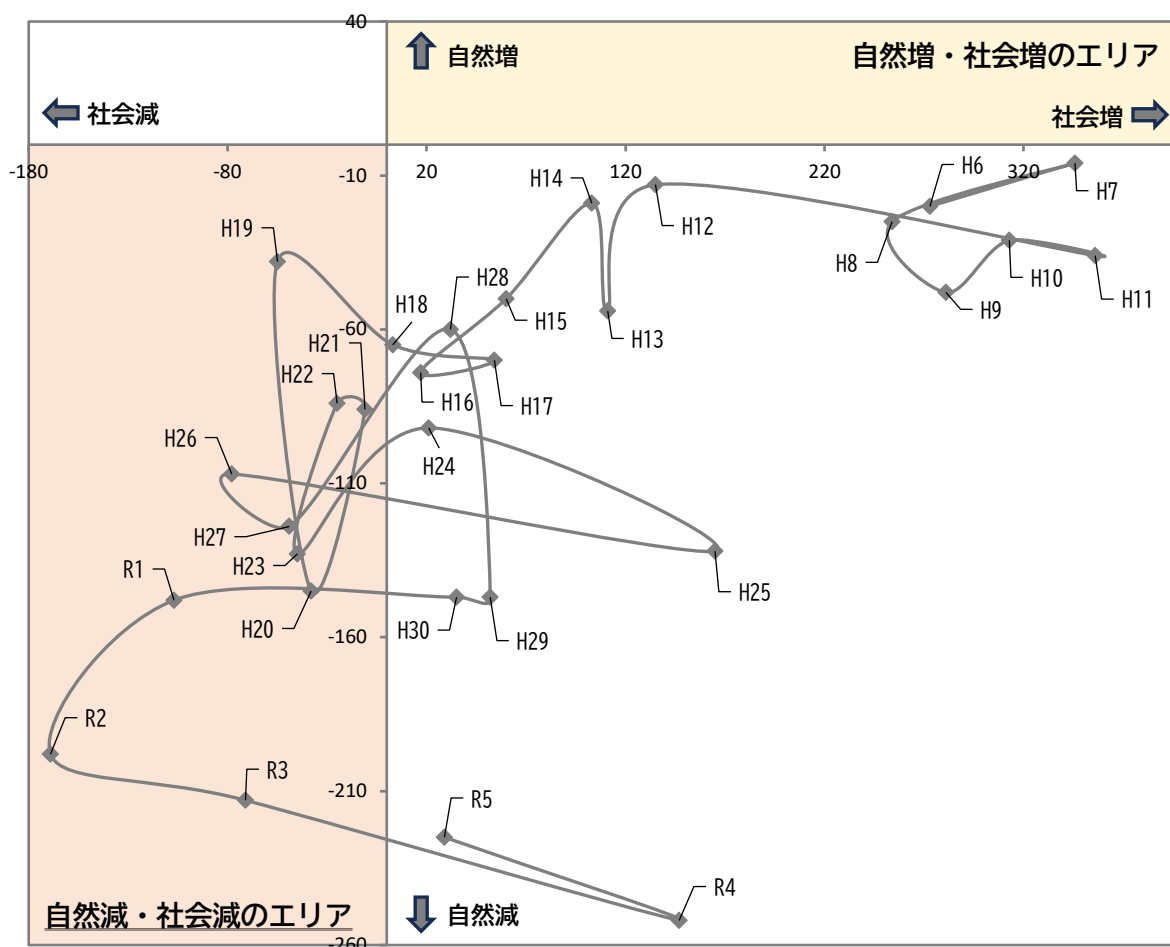
資料：住民基本台帳人口移動報告(総務省) ※令和3年～令和5年の累計

(6) 自然増減、社会増減による人口への影響

自然増減・社会増減による人口への影響を見ると、平成6年から平成11年までは、自然増・社会増の状態が続いていました。しかし、平成20年以降は、概ね一貫して自然減・社会減のエリアで推移しています。その後、令和3年以降は社会減傾向が緩和され、社会増となっています。

これらのことから、人口への影響として、出生数の減少と死亡数の増加による、構造的な自然減が人口減少の主因であることがうかがえます。

◆自然増減・社会増減による人口への影響◆



資料：住民基本台帳（総務省）※H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日

(7) 通勤・通学の状況

15歳以上の就業者・通学者の状況を見ると、県外との流出入の差は-46人、県内他市町との流出入の差は-2,291人となっています。また、県内他市町との流出入の差が最も大きいのは「高松市」(-2,150人)であり、通勤・通学による流出のほとんどを占めています。

昼夜間人口の状況を見ると、昼夜間人口比は87.6%~91.2%の間にあることから、夜間と比べて昼間の人口は少ないことが分かります。

◆15歳以上の就業者・通学者の状況◆

(単位：人)

	流出	流入	差
県外	172	126	-46
県内	8,028	5,737	-2,291
(内訳)			
高松市	6,012	3,862	-2,150
丸亀市	72	83	11
坂出市	105	69	-36
善通寺市	38	15	-23
さぬき市	1,384	1,339	-45
東かがわ市	254	256	2
宇多津町	26	14	-12
綾川町	87	51	-36
その他	50	48	-2

資料：国勢調査（総務省）※令和2年

◆昼夜間人口の状況◆

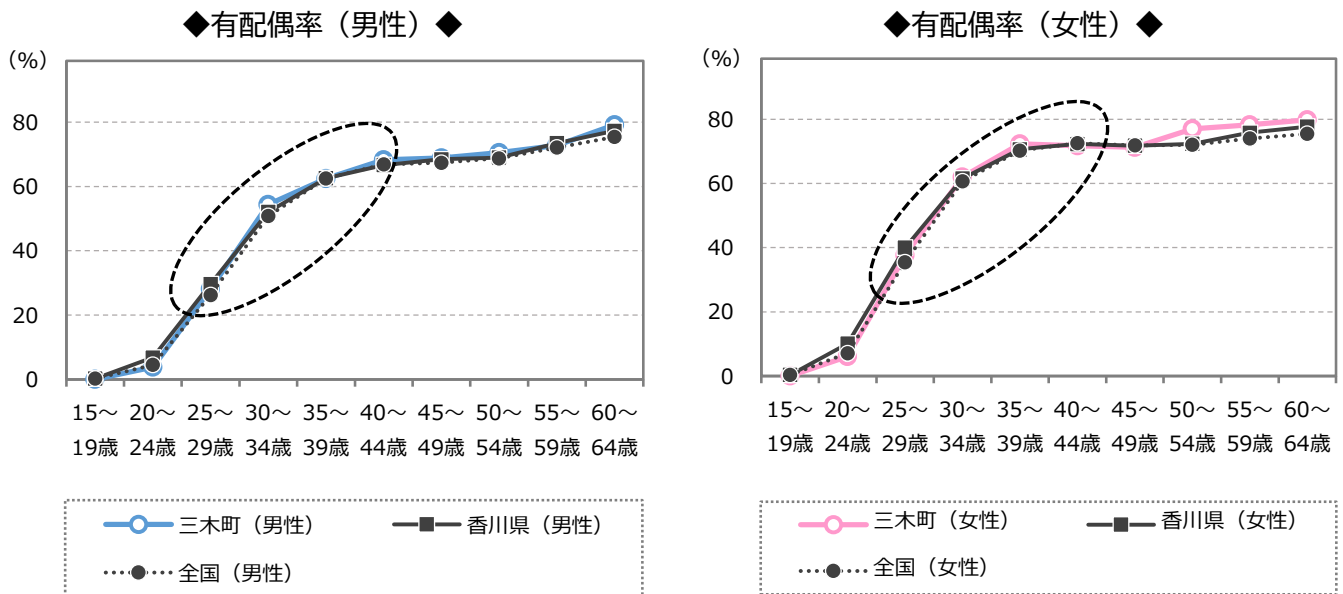
		平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年
昼間人口(人)	A	25,195	25,019	24,845	24,517
夜間人口(人)	B	28,774	28,464	27,684	26,878
昼夜間人口差(人)	A-B	-3,579	-3,445	-2,839	-2,361
昼夜間人口比	A/B	87.6%	87.9%	89.7%	91.2%

資料：国勢調査（総務省）

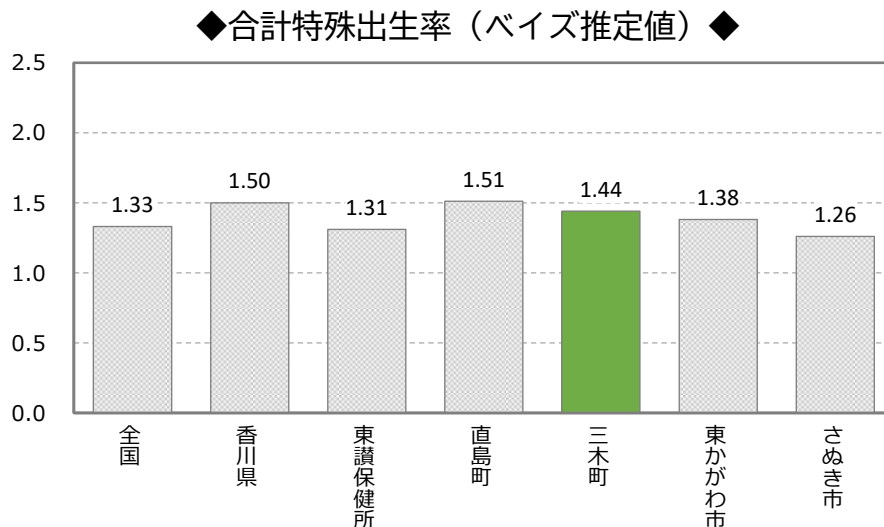
2. 自然増減に関わる要因

婚姻の状況を示す有配偶率について、子育ての中心世代と言える 25～44 歳を見ると、男女ともに 20 代後半～30 代にかけて全国・県平均とほぼ同等かやや高い水準となっています。

また、近年の合計特殊出生率は 1.44 であり、全国より高く、香川県を下回っています。



資料：国勢調査（総務省）※令和 2 年



資料：人口動態統計特殊報告（総務省）※平成 30 年～令和 4 年の値

◆合計特殊出生率とは？

女性が出産可能とされる 15 歳から 49 歳までに産むこどもの人数の平均（女性 1 人あたり）を示す数値。

◆ベイズ推定値とは？

市町村等の標準化死亡比や合計特殊出生率の算出において、地域間比較や経年比較に耐えるより安定性の高い指標を求めため、ベイズ統計学の手法を用いることにより、出現数の少なさに起因する偶然変動の影響を減少させた推定値。

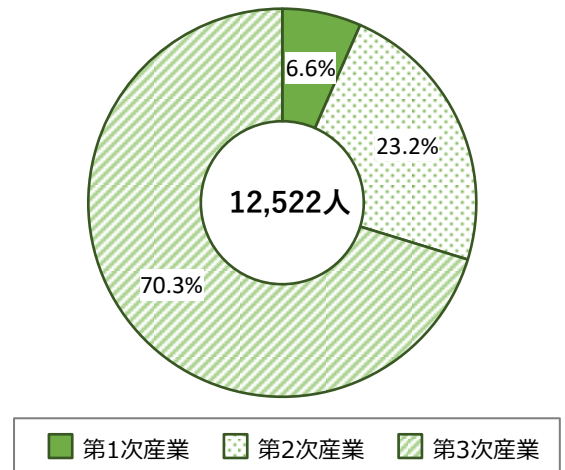
3. 産業について

産業別就業人口を見ると、第3次産業従事者が最も多く、第1次産業は6.6%となっています。

産業人口を男女別に見ると、男性では「製造業」が最も高く、次いで、「卸売業・小売業」、「建設業」の順となっており、女性では「医療・福祉」が最も多く、次いで、「卸売業・小売業」、「製造業」の順となっています。

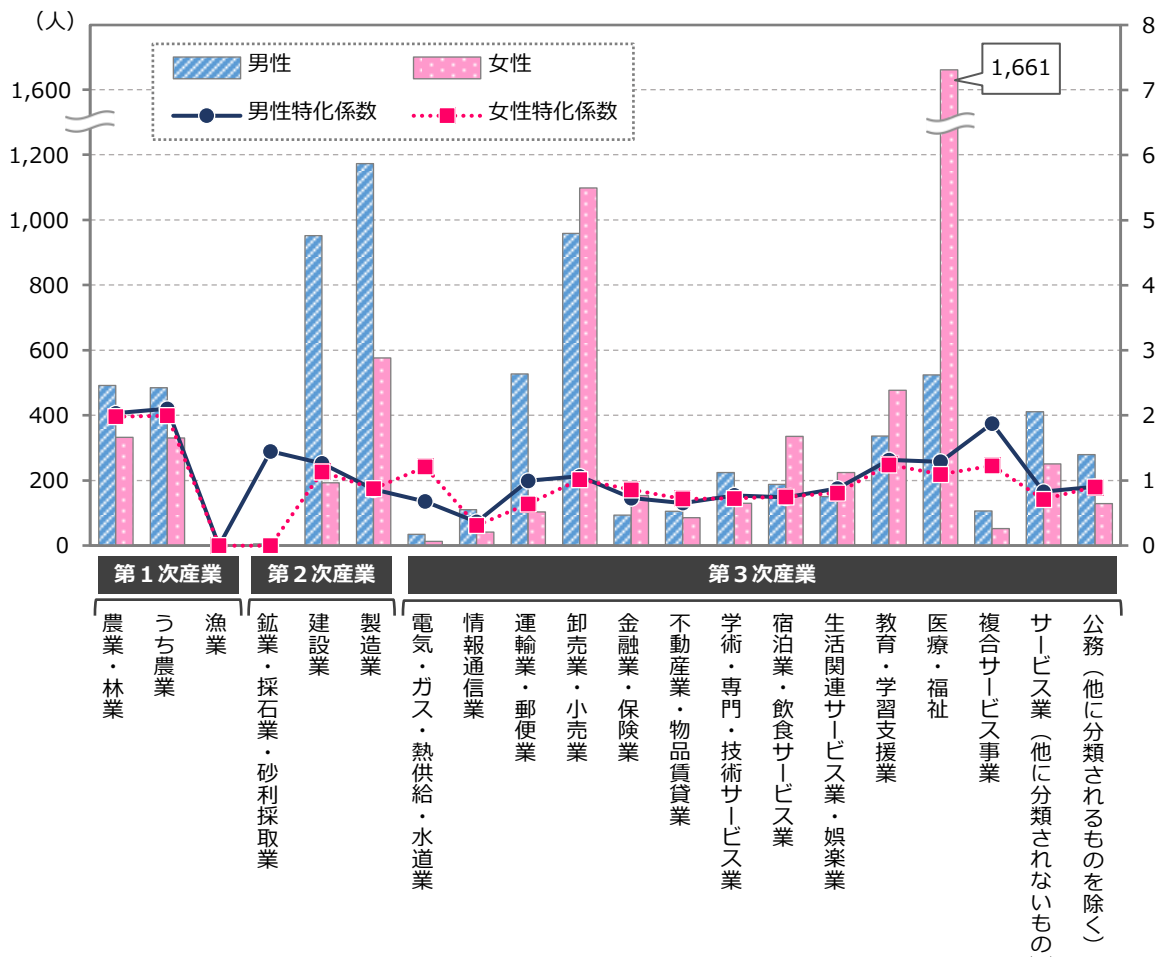
さらに、産業の強み・弱みを示す特化係数を見ると、男女ともに「農業」の数値が高くなっています。

◆産業別就業人口◆



資料：国勢調査（総務省）※令和2年

◆男女別産業人口◆



資料：国勢調査（総務省）※令和2年

◆特化係数とは？

「町のX産業の就業者比率／全国のX産業の就業者比率」であり、町の強み・弱みを見るときに用いる。特化係数が1を上回ると強く1を下回ると弱いと判定する。

4. 現状分析のまとめ

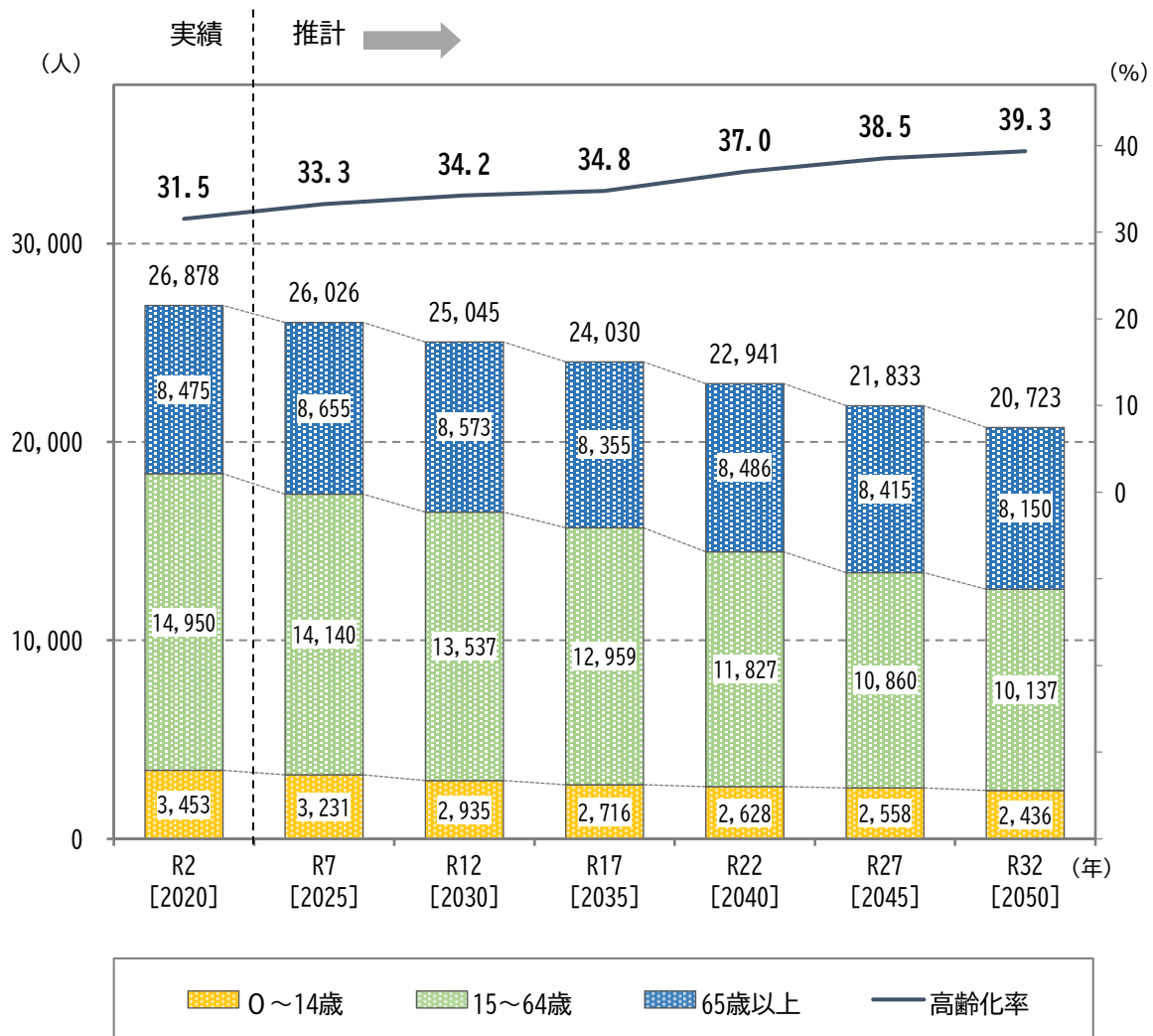
- 本町では、平成 16（2004）年をピークに総人口が減少傾向にあり、特に年少人口と生産年齢人口が漸減する一方、老年人口は増加を続けています。その結果、65 歳以上の高齢者の割合は 30%を超えており、自然減（出生数<死亡数）の影響が大きくなっています。今後、高齢福祉施策の充実が求められるとともに、将来的な活力の維持に向けて、若年層の定着と出生数の下支えに取り組む必要があります。
- 自然増減については、近年、出生数の減少と死亡数の増加により、自然減の幅が年々拡大しています。一方で、社会増減については、長らく転出超過が続いていましたが、近年は改善の兆しも見られ、令和 5（2023）年には 29 人の社会増となりました。年齢別では、20～29 歳での転出超過が特に目立つ一方、30～34 歳や 0～9 歳での転入超過が確認されており、子育て世帯の定住・移住が一定程度進んでいると考えられます。今後は、若年層の流出抑制とともに、子育て世帯の受け皿づくりが重要です。
- 通勤・通学の状況を見ると、高松市等、県内都市部への流出が多く、県内市町との流出入差は-2,291 人、うち高松市との流出入差は-2,150 人に上ります。また、昼夜間人口比は 91.2%であり、本町の典型的な近郊型ベッドタウンとしての在り様を示しています。今後は、通勤・通学環境の利便性向上とあわせて、地域内で完結できる雇用や教育環境の整備も課題となります。
- 合計特殊出生率は 1.44 と、全国平均（1.33）を上回る一方で、県平均（1.50）をやや下回る水準にあります。出生数は 100 人程度で比較的安定しており、子育て世帯の転入超過や有配偶率の高さ等とあわせて、本町の子育て環境の優位性を示しています。今後も、結婚や出産・育児の希望がかなう地域づくりに向けて、保育・教育環境の整備や若年層の住宅支援等を一層強化することが求められます。
- 産業別の就業者数を見ると、男性は「製造業」「卸売・小売業」「建設業」、女性は「医療・福祉」「卸売・小売業」「製造業」に多く従事しています。また、特化係数の分析では、男女ともに「農業」において地域的な強みがあることが示されています。今後は、こうした産業構造や地域資源の特性を踏まえ、特産品のブランド化や地場産業の振興、働きやすい職場づくりを通じた地域経済の活性化が重要です。

第3章 人口の将来展望

1. 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が、令和2（2020）年の国勢調査を基に、令和32（2050）年までについて人口推計を実施した結果によると、本町の総人口は今後も減少が続き、少子高齢化が一層進行する見込みです。

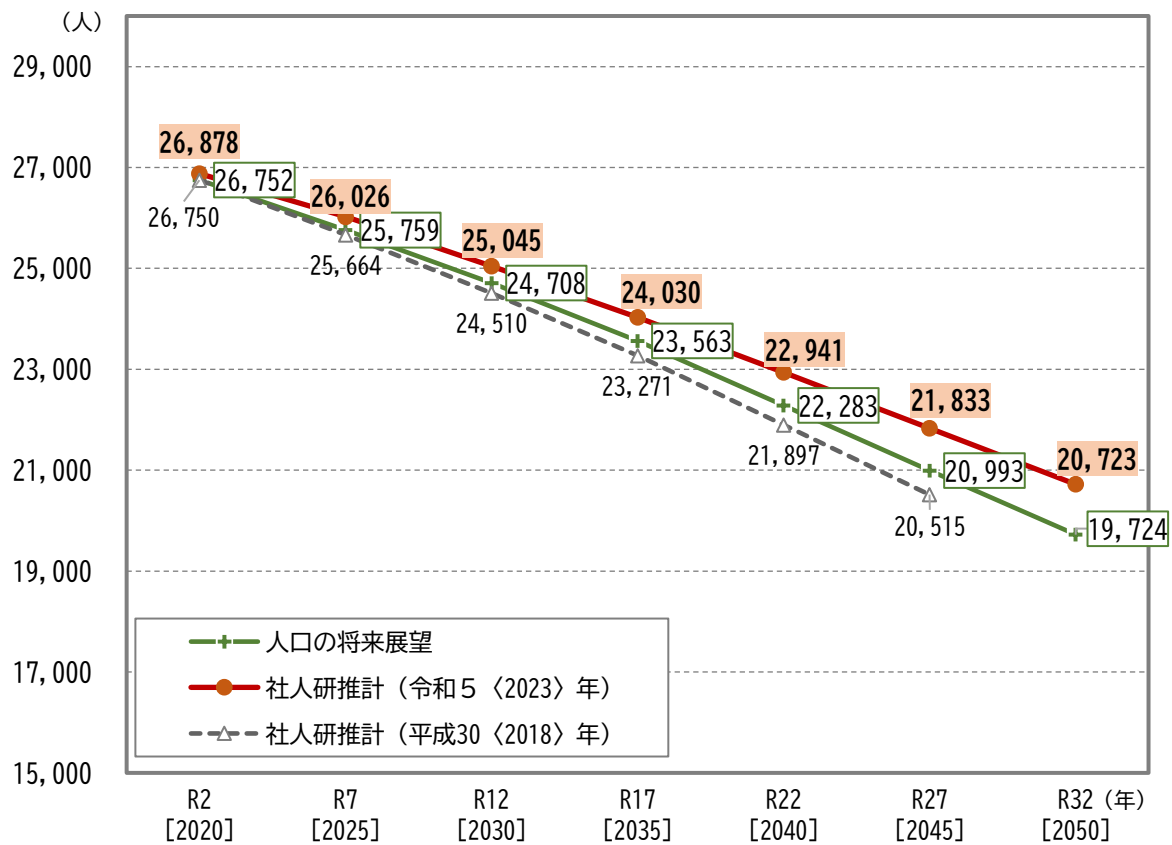
◆三木町の人口推計（社人研）◆



資料：社人研「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

前計画策定時の社人研推計（平成 30（2018）年推計）及び設定した人口の将来展望と比較すると、今回の社人研推計（令和 5（2023）年推計）では、総人口の推計値は増加しています。

◆前計画の人口の将来展望と社人研推計（平成 30 年・令和 5 年）に基づく人口との比較◆



(単位：人)

	令和 2 年 [2020]	令和 7 年 [2025]	令和 12 年 [2030]	令和 17 年 [2035]	令和 22 年 [2040]	令和 27 年 [2045]	令和 32 年 [2050]
社人研推計 (2018 年)	26,750	25,664	24,510	23,271	21,897	20,515	—
社人研推計 (2023 年)	26,878	26,026	25,045	24,030	22,941	21,833	20,723
差 (2023-2018)	128	362	535	759	1,044	1,318	—

(注) 社人研推計（平成 30（2018）年推計）は、2020～2045 年までの推計値を公表。また、社人研推計（令和 5（2023）年推計）は、2025～2050 年までの推計値を公表。

社人研推計（令和 5（2023）年）に基づく令和 32（2050）年の人口は、人口の将来展望である 19,724 人を 999 人上回る 20,723 人と推計されています。また、前計画策定時の社人研推計（平成 30（2018）年推計）と比べて、今回の社人研推計（令和 5（2023）年推計）における令和 27（2045）年時点の推計値は 1,318 人、上方修正されました。この結果を踏まえて、本計画における将来人口シミュレーション及び人口の将来展望の設定を行っていく必要があります。

◆国立社会保障・人口問題研究所（社人研）とは？

昭和 14（1939）年に設立された厚生省人口問題研究所と昭和 40（1965）年に設置された社会保障研究所が、平成 8（1996）年に統合して設立された機関です。人口・社会保障に関する根拠データを収集・把握し、その分析を通して、人々の生活を支える政策形成に資する基盤を提供することを目的としています。

（参考）国立社会保障・人口問題研究所による人口推計の概要

令和 2（2020）年の国勢調査（10月1日現在）を基準とし、コーホート要因法を用いて推計を実施した。コーホート要因法とは、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率等の仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法である。このたびの推計に関するコーホート要因法では、以下に示す出生・死亡・移動に関する仮定値を市町村別に算出したうえで、将来人口を算出した。

■出生に関する仮定

平成 17（2005）年、平成 22（2010）年、平成 27（2015）年、令和 2（2020）年の 4 時点における市区町村別のこども女性比（20 歳～44 歳の女性人口に対する 0～4 歳人口の比）の全国に対する相対的較差（比）を算出した。そのうえで、原則として平成 17（2005）～令和 2（2020）年の較差の傾向が令和 7（2025）年まで続くと仮定して、直線的に延長することにより令和 7（2025）年の市区町村別の較差を設定し、その後令和 7（2025）～令和 32（2050）年までは一定と仮定した。このように設定した市区町村別のこども女性比の相対的較差を、「全国推計」による令和 7（2025）～令和 32（2050）年の男女・5 歳階級別人口による将来のこども女性比に乗じて得た市区町村別のこども女性比を仮定値とした。

■死亡に関する仮定

原則として、55～59 歳→60～64 歳以下では、全国と都道府県の平成 27（2015）年→令和 2（2020）年の生残率の比から算出される生残率を、都道府県内の市町村に対して一律に適用した。

60～64 歳→65～69 歳以上では、各市町村の平成 12（2000）年→令和 2（2020）年の生残率を計算したうえで、これら算出された生残率の相対的較差を令和 32（2050）年の期間まで一定と仮定し、上述の 55-59 歳→60-64 歳以下と同じ方法で設定した都道府県別の将来の生残率を用いて、市区町村別の将来の生残率を設定した。

■移動に関する仮定

原則として、2005 年→2010 年、2010 年→2015 年、2015 年→2020 年の 3 期にわたる国勢調査に基づいて算出された地域別の平均的な人口移動傾向が、令和 32（2050）年まで継続すると仮定した。また、男女・年齢別転出率については、上述の 3 期の平均的な値を令和 32（2050）年まで一定として仮定値を設定した。

2. 本計画における将来人口シミュレーション

先に社人研による推計を見ましたが、本計画における本町の将来人口シミュレーションを実施する際、次の点を基本的な考え方としました。

施策の効果により、出生及び移動に関する仮定値が上昇することを見込む。

●自然増減の増加（合計特殊出生率の上昇）を見込む。

⇒合計特殊出生率を令和 22（2040）年まで段階的に上昇させる

●社会増減の増加（転入促進、転出抑止）を見込む。

⇒本町において、社会増減の変動幅の大きい 0～39 歳の純移動率（社会増減）をプラス 2%改善させる

上記を踏まえ、社人研推計を基に国が提供するワークシートを用いて、次のとおり、将来人口のシミュレーションを行いました。

①出生率上昇	合計特殊出生率	合計特殊出生率は 2030 年に 1.60 に上昇、2040 年以降は 1.65 で推移
	純移動率	社人研推計（令和 5 年）の仮定値
②移動率改善	合計特殊出生率	社人研推計（令和 5 年）の仮定値
	純移動率	0～39 歳にプラス 2%（0.02）を加味
③出生率上昇 +移動率改善	合計特殊出生率	合計特殊出生率は 2030 年に 1.60 に上昇、2040 年以降は 1.65 で推移
	純移動率	0～39 歳にプラス 2%（0.02）を加味

①合計特殊出生率の設定

本町の合計特殊出生率は、平成 30（2018）年から令和 4（2022）年までの実績値が 1.44、令和 5（2023）年には 1.48 と、全国平均を上回る水準で推移しています。これを踏まえ、前計画において掲げていた目標である「合計特殊出生率 1.65」に整合させる形で、将来の出生率目標を段階的に設定しました。

具体的には、令和 12（2030）年の合計特殊出生率を 1.60、令和 22（2040）年以降は前計画と同様に 1.65 をめざす水準とします。

この目標設定は、近年の子育て支援施策の拡充や、若年層の定住・転入の動きが継続している本町の現状を踏まえ、実現可能性の高い現実的な水準として設定したものです。また、周辺自治体や中山間地域においても同程度の出生率を達成している実績があることから、本町においても総合的な支援施策の効果による達成をめざします。

◆合計特殊出生率の設定値◆

	令和 7 年 [2025]	令和 12 年 [2030]	令和 17 年 [2035]	令和 22 年 [2040]	令和 27 年 [2045]	令和 32 年 [2050]
社人研推計に基づく出生率 (R5)	1.48	1.52	1.56	1.57	1.57	1.58
将来人口シミュレーション	1.48	1.60	1.60	1.65	1.65	1.65

②純移動率の設定

近年、本町では子育て世帯を中心とした転入の動きが見られ、とりわけ30～39歳層及びその扶養世代に当たる0～14歳層においては、転入超過傾向が顕著です。これは、町内の子育て支援制度や住環境の整備、交通利便性の向上といった複合的要因によると考えられます。こうした流れが今後も継続・強化されることを見込み、当該年齢層に対して純移動率にプラス2%の補正を加えました。

また、15～29歳層については、進学・就職・結婚等のライフイベントに伴う町外への転出が依然多く、社会減の主因となっています。

しかしながら、近年では全国的に地元志向が高まり、テレワーク等による柔軟な働き方の拡大が進んでいます。町としても若者定住支援策の強化を図っており、こうした要因が複合的に作用することで転出抑制の効果を上げることを想定し、当該層に対しても純移動率にプラス2%の補正を加えました。

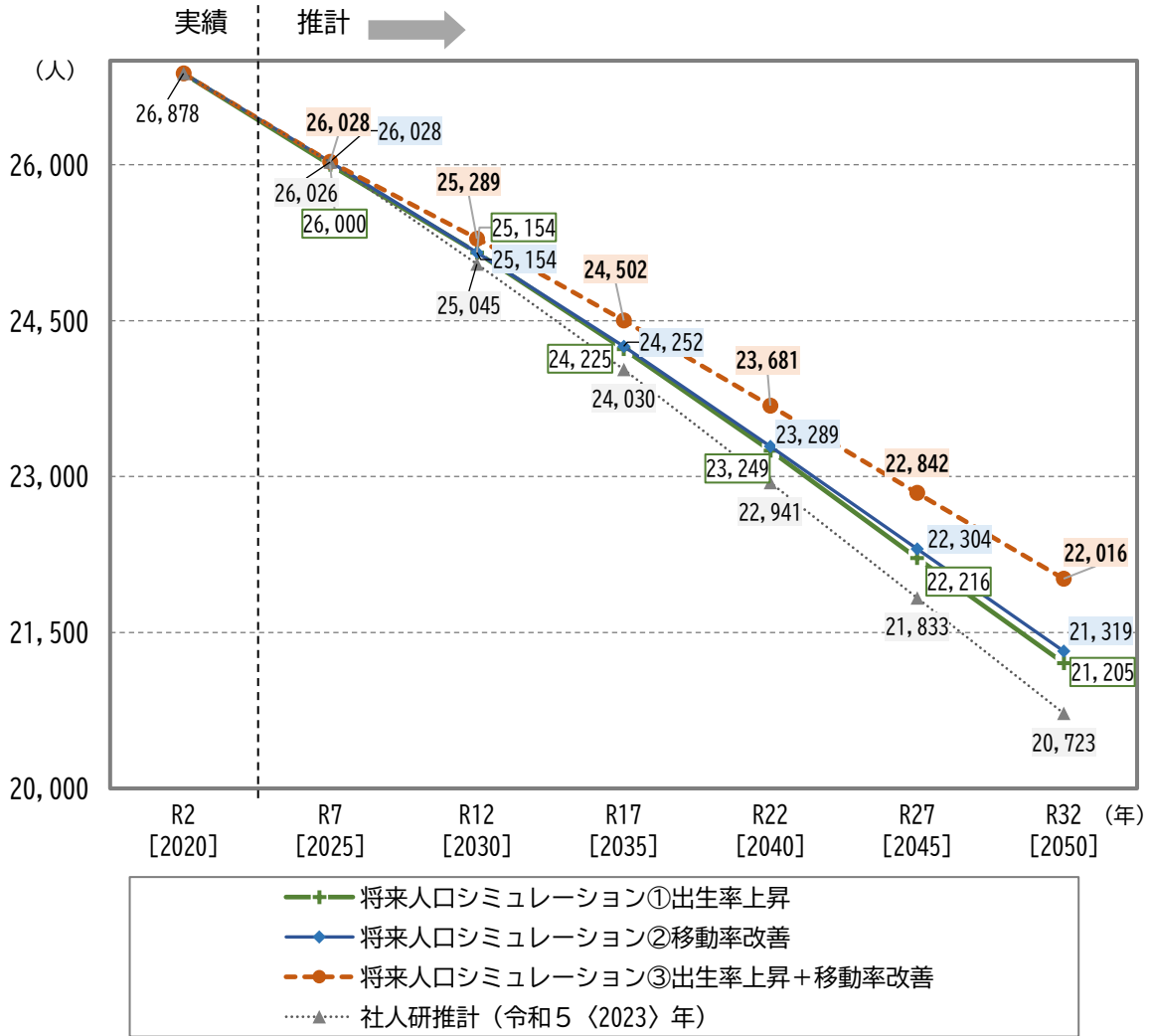
なお、本計画策定年が令和7（2025）年であることから、令和7（2025）年の推計値については社人研の設定どおりの純移動率としています。

以上の設定を加味した推計結果は次の通りです。

◆シミュレーションパターン結果◆

	R2 [2020]	R7 [2025]	R12 [2030]	R17 [2035]	R22 [2040]	R27 [2045]	R32 [2050]
将来人口シミュレーション ①出生率上昇	26,878	26,000	25,154	24,225	23,249	22,217	21,206
総人口指数 (2020年=100)	100.0	96.7	93.6	90.1	86.5	82.7	78.9
将来人口シミュレーション ②移動率改善	26,878	26,028	25,154	24,252	23,289	22,304	21,319
総人口指数 (2020年=100)	100.0	96.8	93.6	90.2	86.6	83.0	79.3
将来人口シミュレーション ③出生率上昇+移動率改善	26,878	26,028	25,289	24,502	23,681	22,842	22,016
総人口指数 (2020年=100)	100.0	96.8	94.1	91.2	88.1	85.0	81.9

◆三木町の将来人口シミュレーション◆



将来人口シミュレーション①	令和2年 [2020]	令和7年 [2025]	令和12年 [2030]	令和17年 [2035]	令和22年 [2040]	令和27年 [2045]	令和32年 [2050]
総人口	26,878	26,000	25,154	24,225	23,249	22,216	21,205
0～14歳	3,453	3,123	2,824	2,696	2,713	2,667	2,568
15～64歳	14,950	14,224	13,775	13,232	12,178	11,320	10,697
65歳以上	8,475	8,653	8,555	8,297	8,358	8,229	7,940

将来人口シミュレーション②	令和2年 [2020]	令和7年 [2025]	令和12年 [2030]	令和17年 [2035]	令和22年 [2040]	令和27年 [2045]	令和32年 [2050]
総人口	26,878	26,028	25,154	24,252	23,289	22,304	21,319
0～14歳	3,453	3,232	2,949	2,755	2,701	2,653	2,544
15～64歳	14,950	14,141	13,632	13,142	12,104	11,238	10,623
65歳以上	8,475	8,655	8,573	8,355	8,484	8,413	8,152

将来人口シミュレーション③	令和2年 [2020]	令和7年 [2025]	令和12年 [2030]	令和17年 [2035]	令和22年 [2040]	令和27年 [2045]	令和32年 [2050]
総人口	26,878	26,028	25,289	24,502	23,681	22,842	22,016
0～14歳	3,453	3,232	3,037	2,893	2,908	2,885	2,833
15～64歳	14,950	14,141	13,679	13,254	12,289	11,544	11,031
65歳以上	8,475	8,655	8,573	8,355	8,484	8,413	8,152

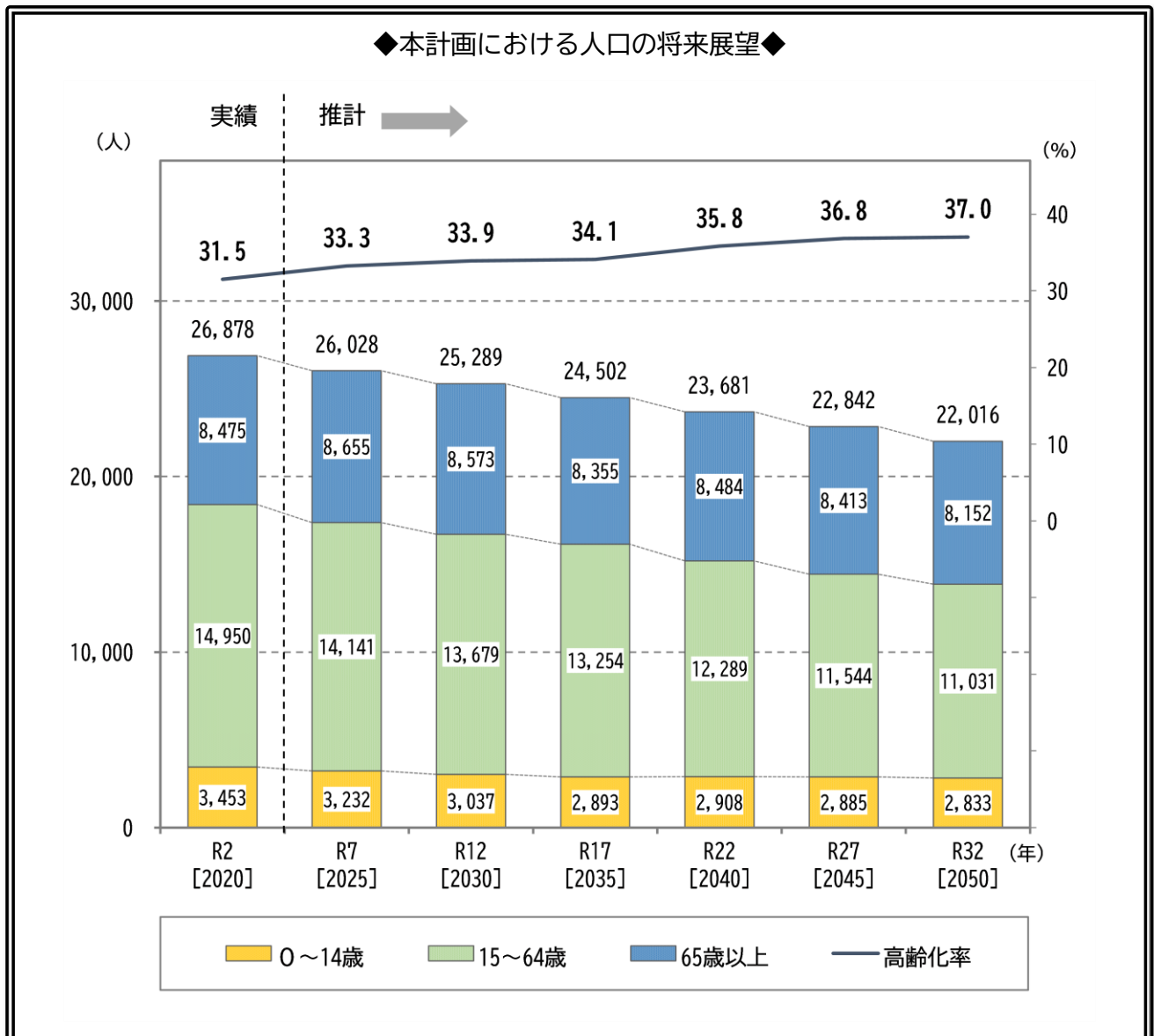
3. 人口の将来展望の設定

これまでに見た本町の現状や人口推計、前計画との整合等を勘案した結果、前述の「2. 本計画における将来人口シミュレーション」における「将来人口シミュレーション③」が本町の将来人口に適切と判断し、次のとおり、本計画における人口の将来展望を設定します。

人口の将来展望の設定

- ◆ 子育て支援及び生活環境の充実や移住・定住促進、地域産業の活性化等に寄与する施策を展開することで、**令和32(2050)年の人口を約22,000人と展望する。**

人口の将来展望を反映した人口推計は以下のとおりです。



【まとめ】

- ①香川県人口移動調査による直近4年間人口の平均変化率を基に令和7（2025）年10月1日時点の人口見込みを算出すると、前計画において令和7（2025）年の将来展望として設定する25,759人を78人上回る25,837人で着地することが見込まれる。
- ②他方で、社人研推計（平成30（2018）年）に基づく人口によると、三木町の将来人口は、令和2（2020）年に26,750人、令和27（2045）年には20,515人となるが見込まれていたが、社人研推計（令和5（2023）年）に基づく人口によると、令和32（2050）年の将来人口が20,723人と推計されており、令和32（2050）年の将来人口は、平成30（2018）年の社人研推計に基づく人口と比較して、999人上回った推計となっている。

【結論】

社人研推計(令和5（2023）年)に基づく人口によると、令和32（2050）年の推計人口は20,723人と、前計画設定の将来展望（19,724人）を999人上回る見込みとなっており、前計画の施策により一定の改善が見られました。

特に、出生率が全国平均を上回っていることや、子育て世代の転入超過の継続等により、一定の成果が見られています。

これらの状況を踏まえ、本計画では将来人口シミュレーション及び人口の将来展望を上方修正するとともに、合計特殊出生率や純移動率に関する前提値を見直しました。

出生率については、近年の実績と施策効果の継続を前提に、令和12（2030）年には1.60、令和22（2040）年以降は前計画と同様に1.65をめざす目標を設定しました。

また、移動率については、子育て世帯及び若年層に対してプラス2%の補正を加える等、社会動態に対する前向きな要素を加味しています。

これらを踏まえた本計画における人口の将来展望では、令和32（2050）年時点での人口を約22,000人と見込み、引き続き、子育て支援や定住促進施策の強化、地域産業の活性化等を通じて、持続可能な人口構造の実現をめざします。

2

第3期三木町総合戦略

改訂版人口ビジョンを踏まえ、
今後5年間（令和8年度～令和12年度）の人口減少
対策と持続可能なまちづくりの方向性を示した本町
の指針



第4章 第2期三木町総合戦略の取組

1. 前計画の最終評価

本町では、令和3年に「第2期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少の抑制と住民が幸せを実感できるまちづくりの実現をめざして、政策分野ごとに設けた5つの基本目標を掲げ、総合的かつ戦略的に事業運営に取り組みました。

前計画では、本町の最上位計画としての位置づけを踏まえ、人口減少対策や地域活性化に資する取組にとどまらず、行政全体の施策方針や目標を包括的に示しました。具体的には、基本目標1～3を人口減少を抑制する戦略、基本目標4～5を人口減少社会に対応する戦略とし、両輪で雇用の創出による地域経済の活性化及び魅力ある地域資源を活用した地域内外の交流促進を図りました。

これにより、若者に選ばれるまちづくり及び若者、高齢者、女性、障がい者、外国人等、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる持続可能なまちづくりをめざしました。

以下では、基本戦略ごとに最終年度（令和7（2025）年度）の具体的な数値目標を示すとともに、基本目標を構成する施策ごとに効果を客観的に検証できる指標（重要業績指標＝KPI）の効果検証を行います。

	基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4	基本目標5	評価数	全体に占める割合
A	2	2	2	1	4	11	36.7%
B	1	1	4	1	4	11	36.7%
C	0	1	0	2	4	7	23.3%
D	0	0	0	0	0	0	0.0%
評価困難	0	0	1	0	0	1	3.3%
合計	3	4	7	4	12	30	100.0%

評価指標	A	成果が十分に上がっている。	B	相当程度の成果がある。
	C	成果が不十分である。	D	成果なし

評価した重要施策30施策のうち、計画策定時から成果が上がっていると認められる施策は22施策（73.4%）であり、施策の実施状況に改善が見られる。

基本目標1 ふるさとの活力を育む産業創成戦略

○主な取組として、ふるさと納税の推進、就業支援等による地場産業の振興、いちご暮らし事業による地域ブランド化、新規就農サポート等による農林業の振興、「獅子たちの里 三木まんで願。」や虹の滝キャンプ場再整備等による観光振興を重点的に推進しました。

○基本目標1の数値目標「20歳から24歳までの人口社会増減数」が「目標未達」となっている中で、3つのKPIのうち達成区分が「A」のKPIが2つ（66.7%）、「B」のKPIが1つ（33.3%）となっており、各施策のKPIは進捗したもの、基本目標の数値目標達成には至りませんでした。

ふるさとの活力を育む産業創成戦略						実績 (R元)	目標値 (R7)	実績 (R7)	
基本目標1	20歳から24歳までの人口社会増減数					-57	-50	-70	
	考え方 転出者が著しい20歳から24歳までの若者世代の転出抑制・ふるさと回帰を実現し、若者の減少を▲50人程度までに抑制								
	施策名称	指標名	単位	開始年度 現況値	実績値 (R4)	実績値 (R5)	現況値 (R6)	目標値 (R7)	評価
	地場産業の振興	企業誘致件数	件(累計)	1	2	4	5	5	B
	農林業の振興	認定新規就農者数	経営体	9	10	12	15	15	A
観光資源の活用と創出	SNSのフォローワー数	人	2,600	5,931	6,769	7,741	3,800	A	

基本目標2 ふるさととのつながりを育み活かすまちづくり戦略

○主な取組として、大学、民間企業等との包括的連携協定や瀬戸・高松広域連携中枢都市圏事業の推進、ふるさと住民票による関係人口の拡大、移住・定住促進事業を柱に展開しました。また、奨学金返還補助や町の魅力発信サイト「KIT*MIKI」及び各種SNSを通じた魅力発信等により、若者の定着促進や地域内外における交流拡大に関する事業を行いました。

○基本目標2の数値目標「25歳から34歳までの人口社会増減数」が「目標未達」となっている中で、4つのKPIのうち達成区分が「A」のKPIが2つ（50.0%）、「B」のKPIが1つ（25.0%）、「C」のKPIが1つ（25.0%）と進捗せず、結果的に基本目標の数値目標達成には至りませんでした。

ふるさととのつながりを育み活かすまちづくり戦略						実績 (R元)	目標値 (R7)	実績 (R7)	
基本目標2	25歳から34歳までの人口社会増減数					44	30	7	
	考え方 25歳から34歳までの子育て世代の転入者を社人研推計よりも+10人多い30人に設定								
	施策名称	指標名	単位	開始年度 現況値	実績値 (R4)	実績値 (R5)	現況値 (R6)	目標値 (R7)	評価
	産官学金等連携強化・民間の参画	大学等と連携した取組数	件	2	3	4	3	5	A
	瀬戸・たかまつネットワーク連携強化	中枢都市と連携した取組数	件	-	1	4	7	3	C
	まちの魅力発信強化	KIT*MIKIの閲覧数	件/年	45,870	96,864	87,866	88,018	50,000	A
交流・定住人口の拡大・関係人口創出	ふるさと住民票登録者数	人	750	910	934	962	1,000	B	

基本目標3 子育てしやすい教育のまちづくり戦略

○主な取組として、令和6年度に供用開始した学校給食センターや、令和9年度供用開始予定の認定こども園整備等により教育・保育環境の充実を図っています。また、一時預かり事業や児童クラブによる女性の社会進出支援に加え、ICT教育や外国語教育等、社会の変容及び子育て世代のニーズに柔軟に対応した教育・保育事業を推進しました。

○基本目標3の数値目標「年少人口（15歳未満）」が「目標達成」となっている中で、評価困難指標を除いた6つのKPIのうち達成区分が「A」のKPIが2つ（33.3%）、「B」のKPIが4つ（66.7%）となっており、各施策のKPIが進捗し、基本戦略の数値目標達成に貢献したと考えられます。

○ただし、達成区分「A」の「保育所待機児童数」と「ICTの活用頻度」は今後も数値の「維持」が求められる指標であることから、指標の変更等の検討が必要と考えられます。

子育てしやすい教育のまちづくり戦略						実績 (R元)	目標値 (R7)	実績 (R7)
年少人口（15歳未満） 考え方 社人研推計によると、令和7年の年少人口は3,000人を割る推計となっており、子育て支援策・教育環境の整備により、減少幅を500人程度に抑制						3,547	3,050	3,226
施策名称	指標名	単位	開始年度 現況値	実績値 (R4)	実績値 (R5)	現況値 (R6)	目標値 (R7)	評価
こどもと親の健康を守る	1歳6か月児健康診査受診率	%	98.1	79.0	77.4	99	100.0	B
支援を要するこどもや家族を支える	ケース台帳登載児童数	人	46	55	65	58	40	B
多様なニーズに応じた子育て環境をつくる	保育所待機児童数	人	0	0	0	0	0	A
こどもが健やかに成長する環境をつくる	児童生徒の授業内容の理解度	%	73.5	74.1	令和5年度県学習状況調査・質問紙において設問が削除されており、客観的、定量的に評価することができない。			
社会を生き抜く力を養う教育の充実	ICTの活用頻度	回/日	1	5	5	5	5	A
学校・家庭・地域の協働による教育環境の推進	地域や家庭の学校への協力	件	2	4	4	4	5	B
学校教育環境の整備	個別施設計画に基づく施設整備（改修等）の実施	%	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	B

基本目標3

基本目標4 健やかで心豊かなまちづくり戦略

○主な取組として、20歳までを記録する母子手帳による健康の記録と管理、貯筋体操クラブ等の介護予防教室、ご長寿健康増進ポイント事業等による介護予防、障がい者への医療扶助・相談支援体制整備を重点的に進めました。その他にも、特定検診の受診率向上を図る等、幅広い健康・福祉施策を展開しました。

○基本目標4の数値目標「高齢者の地域活動への参加意欲」が「40.0%」となっている中で、4つのKPIのうち達成区分が「A」のKPIが1つ（25.0%）、「B」のKPIが1つ（25.0%）、「C」のKPIが2つ（50.0%）となっており、とりわけ、健康づくり及び地域サポート体制に係る施策のKPIが進捗せず、基本目標の数値目標達成には至りませんでした。

基本目標4		健やかで心豊かなまちづくり戦略				実績 (R元)	目標値 (R7)	実績 (R7)
		高齢者の地域活動への参加意欲				50	50	40 (60歳以上)
		考え方 75歳以上の高齢者の割合が、15%（令和元年：4,245人）から20%（令和7年：5,002人）に迫る等、年齢層の高い高齢者が増加する中においても、現状値を維持						
施策名称	指標名	単位	開始年度 現況値	実績値 (R4)	実績値 (R5)	現況値 (R6)	目標値 (R7)	評価
健康づくりの推進	特定健康診査の受診率	%	46.4	42.1	43.4	45.3	60.0	C
地域包括ケアシステムの構築	三木町在宅医療・介護連携普及啓発講演会参加人数	人	98	-	257	70	140	C
高齢者の生きがいづくりを支援する	介護予防サポーター登録者数	人	179	171	178	180	220	B
障がい者がその人らしく、地域で共生できるまち	訓練等給付の利用者数	人	125	125	132	139	140	A

基本目標5 やさしく安全な郷土をつくるまちづくり戦略

○主な取組として、コミュニティバスによる交通利便性向上や防災・防犯対策等による安全安心に関する事業、下水道事業や環境保全事業、老朽危険空き家除却支援事業等による住環境改善、DX推進による行政サービスの効率化等を推進しました。あわせて、文化財保護事業、スポーツの推進等も実施し、安全安心、快適な住環境や文化等、多方面から地域基盤の強化を図りました。

○基本目標5の数値目標「生産年齢人口（15～64歳）」が「目標達成」となっている中で、12のKPIのうち達成区分が「A」のKPIが4つ（33.3%）、「B」のKPIが4つ（33.3%）、「C」のKPIが4つ（33.3%）となっています。

○とりわけ、達成区分が「C」となっている、「年間のごみ収集量」、「公共交通利用者数」、「人権講演会参加者数」、「経常収支比率」について、達成率の評価方法を含め、施策の進捗に資するKPIとなっているか改めて精査が必要です。

やさしく安全な郷土をつくるまちづくり戦略						実績 (R元)	目標値 (R7)	実績 (R7)
生産年齢人口（15～64歳） 【考え方】社人研推計によると、令和7年の生産年齢人口は令和元年と比較すると、1,200人以上減少する推計となっており、地域資源を最大限活用した魅力あるまちづくり戦略により、生産年齢人口を14,000人程度に抑制						14,950	14,000	14,755
施策名称	指標名	単位	開始年度 現況値	実績値 (R4)	実績値 (R5)	現況値 (R6)	目標値 (R7)	評価
地域の防災意識と防災力の向上	消防屯所の耐震化	%	69.0	92.0	92.0	92.0	100.0	A
防犯・交通安全対策の推進	交通事故発生件数	件	110	74	84	44	60	A
空き家等対策の推進	老朽危険空き家除却支援件数	件	8	28	35	43	64	A
環境保全活動の推進	年間のごみ収集量	t	7,634	7,395	7,187	7,112	6,727	C
生活環境の充実	汚水処理人口普及率	%	64.7	69.6	70.5	71.2	75.4	B
持続可能な公共交通サービスの導入	公共交通利用者数	人	20,459	12,076	11,116	10,764	21,000	C
新たな地域コミュニティ	地域おこし協力隊の導入	人	—	2	3	2	4	B
人権尊重意識の普及・高揚	人権講演会参加者数	人/年	500	307	342	364	800	C
スポーツの推進	総合運動公園利用者数	人/年	98,474	110,042	97,376	70,736	100,000	B
文化・芸術の振興	公民館利用者数	人/年	17,898	15,949	16,354	15,457	18,000	B
効率的な行政運営の推進	経常収支比率	%	91.0	88.5	88.5	91.4	83.0	C
ICTの活用	行財政改革基本方針の進捗率	%	0.0	80.0	90.0	95.0	100.0	A

2. 現行の総合戦略を踏まえた今後の取組の方向性

基本目標1：ふるさとの活力を育む産業創成戦略〈産業振興と観光による地域活性化〉

- ふるさと納税事業をさらに拡充し、新たな返礼品や大学支援の活用により地場産業を振興
- 中小企業振興による支援策の具体化と販路拡大
- 新規就農者支援や畜産振興、遊休農地解消等による農業基盤の強化
- 農産物の地域ブランド確立
- 「獅子たちの里 三木まんて願。」等による観光資源の魅力向上
- 産業振興、魅力向上を通じたシビックプライドの醸成

基本目標2：ふるさととのつながりを育み活かすまちづくり戦略〈交流・定住人口の拡大と情報発信〉

- 奨学金返還補助制度やUJIターン支援事業に伴う若者の移住定住促進
- 広域連携中枢都市圏事業を通じた効率的な行政サービスの推進
- ふるさと住民票制度の拡充による関係人口・交流人口の拡大や移住・定住促進事業の推進
- KIT*MIKI や SNS、広報紙を活用した効果的な情報発信

基本目標3：子育てしやすい教育のまちづくり戦略〈子育て環境整備と教育の質向上〉

- 子ども及び母親の心身のケア
- 認定こども園整備や学校給食センター供用開始及び既存学校施設の更新、長寿命化による教育・保育環境の充実
- GIGA スクール推進による学習環境強化
- ICT教育や外国語教育等、社会の変容に対応し、自ら考え、未来を切り拓く人材を養う教育
- 特別支援教育や不登校、日本語指導、一時預かり事業、児童クラブ等、多様な教育・保育ニーズへの対応
- 教職員の資質向上

基本目標4：健やかで心豊かなまちづくり戦略〈健康寿命の延伸と共生社会の実現〉

- 20歳までを記録する母子手帳による健康の記録と管理
- 介護予防教室等開催やシルバー人材センターによる介護予防・生きがいづくり
- 認知症支援や在宅医療・介護連携の推進
- 障がい者相談支援や福祉サービスの拡充による共生社会の実現

基本目標5：やさしく安全な郷土をつくるまちづくり戦略〈防災・生活環境の改善と持続可能な行政運営〉

- 常備・非常備消防や防災行政メール、自主防災訓練等、地域防災力の強化による防災・減災対策
- 空き家除却支援や住宅耐震化による安全なまちづくり
- コミュニティバス運行体系の見直しによる公共交通利便性の向上
- 地域おこし協力隊や集落支援員の活動を通じた地域力の強化、新しい住民相互のつながり
- DX推進や人権尊重・文化振興による地域基盤強化
- 行財政改革の推進や企業版ふるさと納税、公共施設の適正管理等による健全で効率的な行財政運営

3. 国が示す新たな視点と本計画の基本的視点

本計画の策定に当たっては、前計画の達成状況等を踏まえ、取組の見直しを図るとともに、今後10年間を見据えた国が掲げる「地方創生2.0」のめざす姿である、「強い経済」「豊かな生活環境」「新しい日本・楽しい日本」に基づき、以下の基本姿勢・視点及び政策の5本柱により、地方創生2.0を力強く展開していくことが求められます。

本町においても、これまでの成果と課題を踏まえつつ、地方創生2.0の理念をより一層深化させ、持続可能な地域社会の実現に向けて、以下を踏まえた取組を強化します。

●国の「地方創生2.0」が掲げる基本姿勢・視点

- ①若者・女性に選ばれる地域づくり
- ②人口減少下でも「稼げる」地域経済
- ③AI・デジタル等の新技術の活用
- ④都市と地方の人材循環・関係人口の活用
- ⑤好事例の普遍化と広域展開の促進

●国の「地方創生2.0」が掲げる政策の5本柱

- (1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
- (2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～
- (3) 人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～
- (4) 新時代のインフラ整備とAI・デジタル等の新技術の徹底活用
- (5) 広域リージョン連携

●町の基本方針

「若者が帰ってくるふるさとを創る」
～子育てよし、住んでよし、学び遊んでよし、働いてよしのまちづくり～

●改訂版人口ビジョン

目標人口については、出生・移動に関する設定を変更。子育て支援及び生活環境の充実や移住・定住促進、地域産業の活性化等に寄与する施策を展開することで、令和32（2050）年の人口を約22,000人と展望する。

（合計特殊出生率：2030年に1.60に上昇、2040年以降は1.65で推移、社会動態：0～39歳にプラス2%（0.02）を加味）

●行財政改革基本方針

- 柱1 「持続可能な財政基盤の強化」（カネの適正な配分）を強力に推進
- 柱2 「効率的で利便性の高い行政経営の確立」（モノの適正な配分）と財政状況の立て直しに重点
- 柱3 「信頼される職員の育成と質の高い行政サービス」（ヒトの適正な配分）を引き続き推進

第5章 三木町の将来像（地域ビジョン）と基本目標

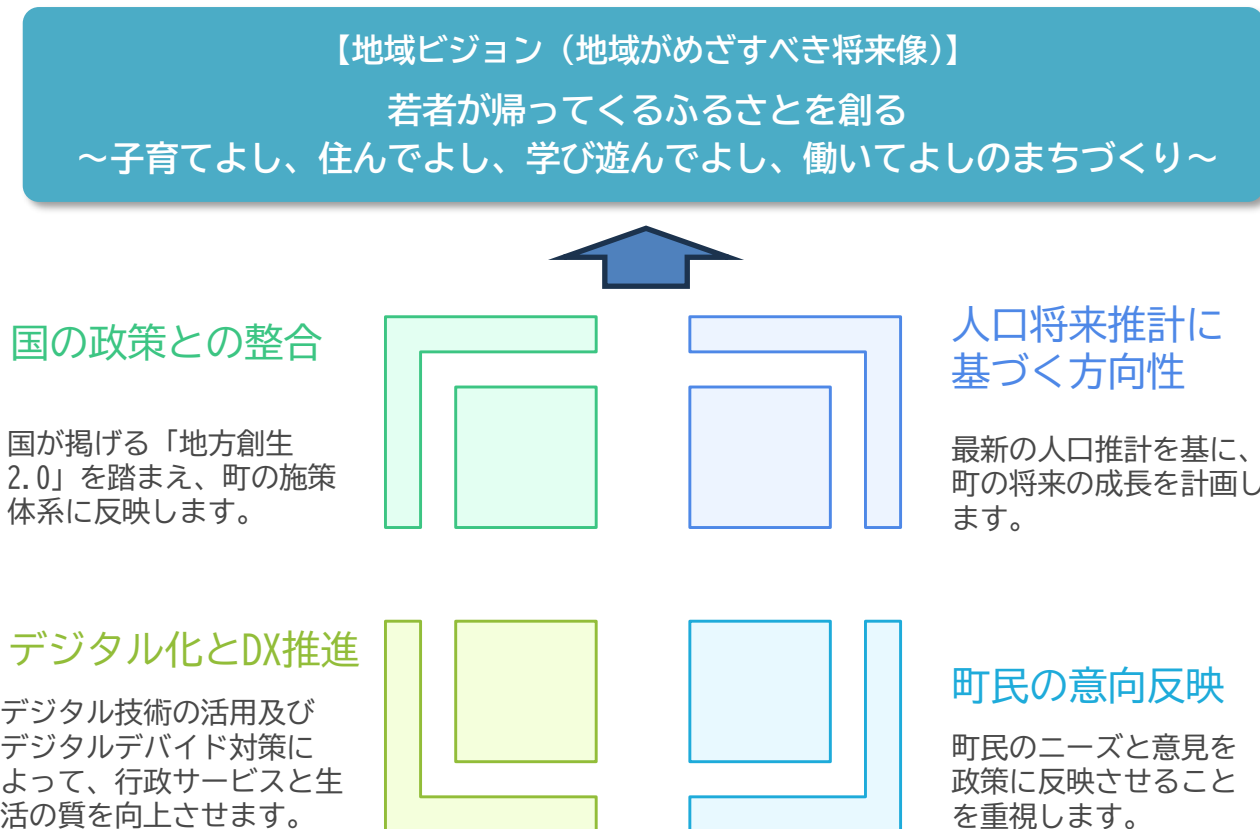
1. 将来像（地域ビジョン）の設定

本計画では、国が新たに打ち出した「地方創生2.0」の理念を踏まえることとし、「生活環境の創生」「地方経済の創生」「地方分散の促進」「新時代インフラの整備」「広域リージョン連携」といった5本柱を計画に反映し、国の方針と整合的に町の持続可能な発展を図ります。加えて、デジタル化の流れの中で「誰ひとり取り残さないデジタル化」社会の実現をめざし、住民が安心して利用できる仕組みづくりを推進します。

具体的には、「若者が帰ってくるふるさとを創る～子育てよし、住んでよし、学び遊んでよし、働いてよしのまちづくり～」を本計画のめざすべき将来像（地域ビジョン）と掲げ、本町の最上位計画として位置づけ、人口減少や少子高齢化といった課題に的確に対応し、将来にわたり活力ある地域社会を維持するための総合的な指針とします。

この将来像（地域ビジョン）の設定に当たっては、社人研による将来人口推計に基づいた新たな、「令和32（2050）年の人口を約22,000人」という人口の将来展望及び町民アンケート調査から明らかになった「交通や買物環境への課題」「豊かな自然や子育て環境への評価」といった住民の意識を反映しています。

◆本計画によりめざす「地域ビジョン」（イメージ）◆



2. 基本目標の設定

基本目標Ⅰ ふるさとの活力を育むまちづくり

分野：雇用、産業、観光、行政運営

若い世代が地元で働き続けられるよう、働き方改革を進め、魅力ある職場と安定した雇用を生み出します。

あわせて、中小企業・農林業・観光の高付加価値化と自治体 DX を推進し、稼ぐ力と質の高い行政サービスを両立させ、地域経済の好循環とまちのにぎわいを創出します。

基本目標Ⅱ ふるさとのつながりを育み活かすまちづくり

分野：移住・定住・関係人口、地域コミュニティ、広域・産官学金労言連携

これから子育てに取り組む若い世代や子育て世帯を中心に、KIT*MIKI や SNS 等を活用した魅力発信や、空き家活用、UJI ターン支援等で移住・定住の流れを創り出します。

同時に、関係人口の拡大と地域コミュニティの維持強化、広域・産官学金労言の連携を進め、多様な主体と連携した面的連携、新結合を通じ、まちの成長を図ります。

基本目標Ⅲ 豊かな心を育む 子育て・教育のまちづくり

分野：子育て、教育、文化、スポーツ

若い世代の移住・定住を促進するため、妊産婦から学齢期まで切れ目ない伴走支援を充実させ、子育て世帯の多様なニーズに対応した子育て施策を推進します。

また、郷土愛や確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育活動、地域と家庭が連携した教育環境を整備するとともに、文化・スポーツ活動の機会を広げます。

基本目標Ⅳ 人を大事にするやさしいまちづくり

分野：健康・医療・介護、地域包括ケア、共生社会

住民一人ひとりの健康づくりと地域医療・介護の連携を強化し、在宅を含む切れ目ない支援で安心して暮らせる日常を守ります。

性別、世代、国籍、文化、障がいの有無等にかかわらず、誰もがそれぞれの能力を発揮し、多様な人々が互いに尊重し合える共生社会を実現します。

基本目標Ⅴ 安全・安心で住みよいまちづくり

分野：生活環境、インフラ、防災減災、防犯交通

汚水処理施設整備や3Rの推進等による環境衛生、また、公園・緑地の利活用、整備を進め、快適で衛生的な生活環境を整えます。

また、持続可能な公共交通や道路網等、交通インフラの計画的な維持修繕を図るとともに、地域防災力の向上や防犯施策の推進等、便利で安全・安心なまちづくりを推進します。

3. 施策体系

地域ビジョン（地域がめざすべき将来像）

若者が帰ってくるふるさを創る
 ～子育てよし、住んでよし、学び遊んでよし、働いてよしのまちづくり～

基本目標	KGI	施策の基本的方向	具体的な施策
基本目標Ⅰ ふるさとの 活力を育む まちづくり	生産年齢人口 14,755人(R7) ↓ 13,679人(R12)	1. 安心して働けるまち	1 働き方改革の推進
			2 中小企業振興と雇用の創出促進
		2. 地方経済の活性化	1 地場産業の振興
			2 地域外からの企業誘致と創業支援
			3 農林業の振興
		3. 健全な行財政運営	1 質の高い行政サービス
			2 持続可能な財政運営
		4. 付加価値創出型の観光のまち	1 観光資源の創出・活用
基本目標Ⅱ ふるさとの つながりを 育み活かす まちづくり	社会増減数 累計 ▲26人(R7) ↓ ±0人(R12)	1. 移住・定住・交流施策の推進	1 移住・定住の促進
			2 まちの魅力発信強化
			3 関係人口・交流人口の創出、拡大
			4 地域コミュニティ等の育成
		2. 産官学金労言等連携強化	1 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏における連携強化
			2 包括的連携協定、民間参画等の強化促進
基本目標Ⅲ 豊かな心を 育む 子育て・教育の まちづくり	年少人口 3,226人(R7) ↓ 3,037人(R12)	1. 安心して子どもを産み育てられるまち	1 子どもと親の健康を守る
			2 切れ目ない伴走支援
			3 多様なニーズに応じた子育て環境の整備
			4 支援を要する子どもや家族を支える

基本目標	KGI	施策の基本的方向	具体的な施策
		2. 教育のまち宣言	1 郷土を愛し、未来を切り拓く力を養う人づくり
			2 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成
			3 教職員の資質向上
			4 学校（園）・地域・家庭の協働による教育環境
			5 安全・安心な教育環境の整備と教育DXの推進
			6 多様な教育ニーズに応じた指導・支援
		3. 文化の香り高い文教のまち	1 文化・芸術の振興
			2 スポーツの振興
基本目標Ⅳ 人を大事にするやさしいまちづくり	65歳以上高齢者のうち要介護1以下の人口割合 90.8%(R7) ↓ 90.0%(R12)	1. 健康で長寿のまち	1 健康づくりの推進
			2 医療体制の充実
			3 地域包括ケアシステムの深化・推進
		2. 様々な人が輝く共生社会の実現	1 高齢者の生きがいづくり
			2 障がい者がその人らしく
			3 多文化共生社会の推進
			4 人権尊重意識の普及・高揚
基本目標Ⅴ 安全安心で住みよいまちづくり	町内総人口 26,877人(R7) ↓ 25,289人(R12)	1. 快適な住環境	1 衛生的な生活環境をつくる
			2 様々な人が集う場所づくり
		2. 交通利便性の向上	1 持続可能な公共交通
			2 道路・橋梁の維持修繕
		3. 安全安心なまち	1 地域防災力の向上
			2 消防行政の一体的連携
			3 住宅等耐震化の推進
			4 空き家対策の推進
			5 防犯・交通安全の推進

第6章 総合戦略

基本目標Ⅰ ふるさとの活力を育むまちづくり

数値目標（KGI）

指 標	現況値（R7）	目標値（R12）
生産年齢人口（人）	14,755	13,679

※現況値：住民基本台帳 令和7年1月1日現在

■施策の基本的方向

I - 1 安心して働けるまち

□めざす方向

働き方改革	若者が働きたいと思える魅力的な働き口があるまちを創ります。
中小企業振興 と雇用の創出	中小企業の支援を充実させることで、企業による雇用環境の整備を促し、安心して働き続けられるまちを創ります。

□施策

I-1-1 働き方改革の推進

①施策の概要

地域の少子高齢化と人手不足に対応するため、町と事業所が協力して働き方改革を総合的に推進します。

具体的には、賃金水準の改善、長時間労働の是正、多様な人材の活用、ワーク・ライフ・バランスの向上を同時に進め、生産性向上と人材確保の両立を図ることで、地域全体での意識の向上と取組の底上げを推進します。

②主な事業

- ワーク・ライフ・バランスの向上
- ハラスメント対策
- 賃金水準の上昇

I-1-2 中小企業振興と雇用の創出促進

①施策の概要

「三木町中小企業振興ビジョン」に基づき、中小企業振興を総合的に推進します。

商工会等、関係団体との連携や資金繰り支援、補助制度により、町内中小企業の経営力強化や雇用の創出・維持を図るとともに、雇用環境の整備を促すことで人材の育成・定着を図り、安心して働き続ける環境を推進します。

②主な事業

- 中小企業振興事業
- 商工振興事業
- 中小企業融資預託金

■施策の基本的方向

I - 2 地方経済の活性化

□めざす方向

地場産業	地域資源を活用した付加価値創出型の産品を、全国に向けても売り込める体制を整備します。
企業誘致と創業支援	企業の立地等を整備するとともに、創業に対する支援策や事業拡大の支援策を充実させ、事業を興しやすい経済基盤を整備します。
農林業	農産物の地域ブランド化等により高付加価値化を推進し、後継者確保等、持続可能な産業体系の形成に努めます。

□施策

I-2-1 地場産業の振興

①施策の概要

地場産品の磨き上げと販路・情報発信を強化し、地域内の付加価値と売上を高めます。
また、ふるさと納税や交流イベントを活用し、生産者・事業者の新たな挑戦を下支えする体制を構築します。

②主な事業

- ふるさと思いやり寄附金
- 販路拡大支援補助金
- 物産交流事業

I-2-2 地域外からの企業誘致と創業支援

①施策の概要

企業立地の誘致を推進し、外部人材と投資を呼び込む工夫を行います。
また、工業団地の維持管理や関係機関連携を通じて、立地環境と受入れ体制を整備します。

さらに、新たに空き家を取得し事業所を整備する人、または起業する上で空き家を活用する人に対しその整備に係る経費を補助する事業も実施し、事業者にとって創業及び事業拡大しやすい経済基盤を整備します。

②主な事業

- 高松東ファクトリーパーク維持管理事業
- 創業支援補助金
- 空き家活用型事業所整備事業
- 空き家活用型起業促進事業

I-2-3 農林業の振興

①施策の概要

農業従事者の高齢化や後継者不足となっている農家が多くなっていることから、農業の次世代を担う人材の確保に努めるとともに、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地利用の集積・集約化を図ります。

また、農産物の生産体制を支援し、それらの地域ブランド化を推進することで、地域産品を通じた住民のシビックプライド向上を図ります。

②主な事業

- 新規就農者総合育成対策事業
- 新規就農者サポート事業

■施策の基本的方向

I - 3 健全な行財政運営

□めざす方向

行政運営	DX 等を用いた利便性向上に努めるとともに、質の高い行政サービスを提供できる職員の能力育成を図ります。
財政運営	歳出削減（ムリムダの削減）、歳入増収（特定財源の獲得等）を通し、短期的にも中長期的にも、健全財政に立て直します。

□施策

I-3-1 質の高い行政サービス

①施策の概要

限られた経営資源の中で効率的かつ計画的な行政運営を進め、持続可能な財政運営を実施することが求められています。職員の能力向上はもとより、ICT の利活用によって行政手続や窓口対応を効率化するほか、デジタルデバイド対策を推進し、誰一人取り残さないデジタル化を実現することで、利便性と公平性を兼ね備えた質の高い行政サービスを提供します。

②主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 行財政改革の推進 ● 自治体 DX の推進 ● デジタルデバイド対策事業 ● 能力開発研修の積極受講

I-3-2 持続可能な財政運営
①施策の概要
<p>人口減少により税収減少が見込まれることにより財政状況が一層厳しくなると想定される中、老朽化する公共施設の更新、長寿命化、住民ニーズの多様化に伴う多彩な事業の立ち上げに加え、昨今の急激な物価高騰等により、財政運営の抜本的見直しに迫られています。</p> <p>ムリ・ムダ・ムラを省いた適正な財源投入、有利な財源確保はもとより、事業のスクラップ・アンド・ビルド、事務事業の省力化等、限られた資源をこれまで以上に厳正かつ適正に配分していきます。</p>
②主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 行財政改革の推進 ● 公共施設の適正管理（公共施設等総合管理計画・個別施設計画） ● 税外収入の増収（広告料、寄附金等）

■施策の基本的方向

I - 4 付加価値創出型の観光のまち

□めざす方向

観光資源	<p>本町の持つ観光資源を最大限活用し、様々なツールで発信することで、観光産業の活性化とともに、住民のシビックプライド醸成を図ります。また、東讃2市1町の行政と観光協会が連携し、広域で観光振興を図ります。</p>
------	--

□施策

I-4-1 観光資源の創出・活用
①施策の概要
<p>本町が誇る伝統芸能や伝統工芸、そして特色ある農産品等、地域資源を最大限に活かして地域の魅力を高めるとともに、その魅力をSNS等で継続的に情報発信します。</p> <p>また、令和4年に法人化した観光協会と連携し、本町の文化・歴史等から潜在的な資源を掘り起こすことで、地域資源を活かした新たな魅力あるコンテンツづくりに取り組みます。</p>

さらに、県外からの観光客獲得に向け、東讚2市1町の行政と観光協会が連携し、東讚エリアが一体となって、観光振興を推進していきます。

②主な事業

- 「獅子たちの里 三木まんで願。」
- 一般財団法人三木町観光協会との連携
- 東讚エリア観光振興連携推進協議会
- 虹の滝キャンプ場施設整備事業
- 三木町魅力発信サイト「KIT*MIKI」
- SNS等を活用した情報発信

■KPI（重要業績評価指標）

項目	現況値 (R7)	目標値 (R12)
男性町職員の育休取得率 (%)	100.0	50.0
時間外勤務時間数 (時間/人)	60.6	47.0
ふるさと納税件数 (件)	8,416	23,000
町制度を活用した企業誘致件数 (件)	4	5
空き家バンク利活用数 (空き家を活用し事業所を整備) (件)	0	5
認定新規就農者数 (人)	8	18
行財政改革基本方針「効率的で利便性の高い行政経営」項目達成率 (%)	0.0	100.0
職員研修受講者延人数 (人)	500	520
経常収支比率 (%)	91.4	90.0
財政調整基金年度末現在高 (千円)	1,641,605	2,100,000
観光入れ込み客数 (人)	89,114	111,000
SNS フォロワー数 (件)	7,741	9,000

基本目標Ⅱ ふるさとのつながりを育み活かすまちづくり

数値目標（KGI）

指 標	現況値（R7）	目標値（R12）
町内人口の社会増減数累計（人）	▲26	±0

※現況値：住民基本台帳 令和6年人口動態

■施策の基本的方向

Ⅱ - 1 移住・定住・交流施策の推進

□めざす方向

移住・定住	三木町の魅力を感じ移住した人を中心に、さらなる魅力発信に注力し、移住者数の増を図ります。
魅力発信	時代に応じた様々なツールを積極的に活用し、本町の魅力を途切れることなく発信し続け、本町の認知度向上等を図ります。
関係人口・交流人口	ふるさと住民の人数のみならず、ふるさと住民と協働したまちづくり事業を実施していきます。
地域コミュニティ等	地域内の顔が見える関係を強固にし、それぞれの地域で活躍する人員を育成することで、住民自治の強化を図ります。

□施策

Ⅱ-1-1 移住・定住の促進
①施策の概要
<p>空き家バンクの周知と登録件数の拡充を進め、移住者が空き家を購入等する場合には、購入費の助成等により移住者の空き家利活用を支援することで、移住希望者のニーズに合った住環境の整備を図るほか、移住後の生活支援の一環として移住者が交流できる環境づくりとして、地域おこし協力隊の力を活用し、地域活動の支援や新たなコミュニティづくりを促進します。</p> <p>今後も、移住フェアや就農フェア、文化体験イベント等を通じて町の魅力を発信し、移住希望者との交流を深めることで、移住・定住の促進につなげます。</p>
②主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家バンク運営 ● 三木へき一まい助成金事業（移住者に対する空き家購入費の助成） ● 移住・定住の促進 ● 地域おこし協力隊

Ⅱ-1-2 まちの魅力発信強化
①施策の概要
<p>住民や地域団体による記事作成や広報媒体を活用し、町の魅力や最新情報を分かりやすく発信します。</p> <p>三木町魅力発信サイト「KIT*MIKI」は、最大の魅力発信ツールと位置づけており、また、SNS が普及している現在の社会情勢を踏まえ、「YouTube」、「Facebook」、「TikTok」、「Instagram」も活用してより多角的な情報発信に努めています。</p> <p>今後も、大規模イベント等において伝統文化の発信を行い、「住みたい・訪れてみたい」と思えるような情報提供を行うことで、交流人口や観光客の拡大につなげます。</p>
②主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報みき ● 三木町魅力発信サイト「KIT*MIKI」（再掲） ● SNS 等を活用した情報発信（再掲） ● 町民 Reporter

Ⅱ-1-3 関係人口・交流人口の創出、拡大
①施策の概要
<p>まちの魅力を発信することで、本町への関心を高め、関係人口、交流人口として本町と関わりを持つ人の拡大に努めています。会報誌の送付等を通し、地域内外の関係人口との継続的なつながりを強化するほか、ツアーやワークショップ等の現地体験型の取組を実施し、町の魅力を直接体感できる機会を提供します。</p> <p>今後は、ふるさと住民の拡大だけでなく、ふるさと住民と協働した地方創生に資する事業を模索するほか、二地域居住等の多様なライフスタイルの支援を通じ、地方への人の流れを創出します。</p>
②主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● ふるさと住民票

Ⅱ-1-4 地域コミュニティ等の育成
①施策の概要
<p>地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織の活動を支援するとともに、それぞれの地域で活躍する人材の確保に努め、地域コミュニティの育成を図ります。</p>
②主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 集落支援員 ● 地域おこし協力隊（再掲） ● コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成）

■施策の基本的方向

Ⅱ - 2 産官学金労言等連携強化

□めざす方向

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏	人口減少社会にあって、連携して広域化するスケールメリットを生かし、利便性が高い事業を効率的に実施します。
包括的連携協定、民間参画等	教育機関、民間企業等と連携することで、それらのネットワーク、ノウハウを活用した画期的事業を展開し、地域活性化に寄与することを図ります。

□施策

Ⅱ-2-1 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏における連携強化	
①施策の概要	
瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会及び推進委員会への参加と連携中枢都市との連携事業を着実に実施することで、住民が安心して快適に暮らすことのできる圏域の形成に努めます。	
②主な事業	
● 連携中枢都市圏事業	

Ⅱ-2-2 包括的連携協定、民間参画等の強化促進	
①施策の概要	
<p>本町の地域課題解決に向け、大学や高等学校等との連携を深め、多分野における探究的な学びの機会を創出します。特に高校生による地域課題探究等を通じ、郷土への理解や愛着を育み、将来の担い手育成につなげます。</p> <p>また、ふるさと納税を活用した大学支援事業や特産品の返礼品開発を進め、官民連携による地域活性化を図ります。さらに、企業や住民と一体となった事業を展開し、持続可能なまちづくりを推進します。</p>	
②主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ● 大学等連携事業 ● 包括的連携協定 ● 企業版ふるさと納税 	

■KPI（重要業績評価指標）

項目	現況値（R7）	目標値（R12）
空き家バンク移住者数（人）	88	128
空き家バンク登録物件数（件）	138	213
SNS フォロワー数（件） ※再掲	7,741	9,000
ふるさと住民票取得者数（人）	962	1,200
ふるさと住民等と協働して実施したイベント数（回）	1	2
地域おこし協力隊 隊員数（人）	3	3
瀬戸・高松広域連携中枢都市圏において新たに連携した取組数（事業）	3	1
包括的連携協定に基づき実施した事業数（事業）	6	6
企業版ふるさと納税寄附件数（件）	4	5

基本目標Ⅲ 豊かな心を育む 子育て・教育のまちづくり

数値目標（KGI）

指 標	現況値（R7）	目標値（R12）
年少人口（人）	3,226	3,037

※現況値：住民基本台帳 令和7年1月1日現在

■施策の基本的方向

Ⅲ - 1 安心して子どもを産み育てられるまち

□めざす方向

子どもと親の健康	安心して子育てできる環境をつくり、子育て世帯の地域外流入を促進します。
伴走支援 （妊娠・出産・育児）	切れ目ない伴走支援を実施することで、安心して妊娠・出産・子育てができる体制を整備し、未来を担う年少人口の増加を図ります。
子育て環境	多様化する子育て世帯のニーズに対応した施策を講じることで、子育て世帯の地域外流入を促進します。
支援を要する子どもや家族	未来を担う子どもの成長を支えるため、すべての子どもの健やかな育ちを守ります。

□施策

Ⅲ-1-1 子どもと親の健康を守る
①施策の概要
<p>母子の心身の健康保持と安心した出産・育児を支えるために、医療費助成制度の拡充や妊産婦健診の推進により、子育て世帯の経済的負担を軽減しつつ、疾病の早期発見や予防を図ります。</p> <p>さらに、家庭訪問や相談支援を通じて不安を抱える家庭に早期に介入し、孤立化防止や虐待予防につなげます。</p>
②主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健康診査（3か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児健康診査） ● 乳幼児家庭全戸訪問事業 ● 産後ケア事業

Ⅲ-1-2 切れ目ない伴走支援
①施策の概要
<p>妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談・支援体制を整備します。</p> <p>妊娠・出産・子育てすべてのステージにおいて一貫した伴走支援として、精神的・身体的支援、経済的支援を実施することで、家庭の不安や困難感を軽減します。</p> <p>今後は、伴走型相談支援の充実を図り、誰もが安心して子育てできる環境の整備に努めます。</p>
②主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者支援事業（基本型・母子保健機能・児童福祉機能） ● こうのとりのサポート事業（不妊治療助成） ● 妊婦のための支援給付事業 ● 母子保健対策強化事業

Ⅲ-1-3 多様なニーズに応じた子育て環境の整備
①施策の概要
<p>子育て家庭のニーズは多様化しており、就労形態や生活スタイルに応じた柔軟な保育・支援が求められており、子育てと仕事の両立を支える仕組みの充実を図ることが必要です。妊産婦や子育て世帯への家事・育児支援の継続、地域子育て支援拠点や相談機能の強化により、家庭の不安や負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを進めています。</p> <p>今後も、地域全体で子育てを支えるネットワークを構築し、多様な子育てニーズに対応できる体制を強化します。</p>
②主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 一時預かり事業 ● 病児保育事業 ● 就学前教育・保育施設整備事業（認定こども園） ● 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

Ⅲ-1-4 支援を要する子どもや家族を支える
①施策の概要
<p>複雑化・多様化する子育てニーズに対応するため、経済的困窮を抱える家庭や、いじめや不登校、児童虐待、障がい等の事情により支援が必要となる子どもや家庭に対し、必要に応じて学習支援や医療扶助といった教育的・福祉的支援を通じ、生活を支えます。</p>
②主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭等医療扶助 ● 教育支援センター ● スクールソーシャルワーカー

■施策の基本的方向

Ⅲ - 2 教育のまち宣言

□めざす方向

郷土を愛し、未来を切り拓く力の育成	未来を担う子どもたちが、地域に愛着を持ち、社会の当事者として自ら主体的に考え、行動できる力を養います。
確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成	すべての教育活動を通して、子どもたちが自分自身の可能性を伸ばし、知・徳・体のバランスのとれた人格を育みます。
教職員の資質の向上	研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を通して、教職員が指導力を向上させるために主体的に研修に臨める環境を整備します。
学校（園）・地域・家庭の協働	急速に変容する社会にあって、子どもの豊かな育ちには、学校教育だけでなく、家庭をはじめ地域での協働が必要となっています。
安心安全な教育環境の整備と教育 DX の推進	厳密なストックマネジメントに基づき老朽化が進む学校施設の長寿命化・更新の検討を行います。また、ICT を活用した教育と校務 DX を推進します。
多様な教育ニーズに応じた指導・支援	関係機関と協力しながら、特別支援教育の充実、不登校対策、部活動の地域展開、教職員の働き方改革等、今日的な教育課題の解決を推進します。

□施策

Ⅲ-2-1 郷土を愛し、未来を切り拓く力を養う人づくり
①施策の概要
<p>町内企業等による小中学校での講演や職場体験・見学を通じたキャリア教育やカナダ、七飯町との交流事業を推進することで、ふるさとへの愛着を深める教育を積極的に推進しています。</p> <p>また、ICT 機器を活用した教育活動や、ALT との指導体制の整備を通じた外国語教育の推進等、現代社会の変容に対応できる教育を実施しています。</p> <p>こういった施策を今後一層推進することで、若い世代が地域に愛着を持ち、社会の当事者として自ら主体的に考え、行動できる力を養い、将来を切り拓く力と郷土への誇りを併せ持つ人材の育成に努めます。</p>
②主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● キャリアビジョン講演会 ● 職場体験・見学 ● NEXTGIGA スクール ● ALT 配置事業（小学校・中学校） ● 小中学生交流事業（カナダディズベリー町、北海道七飯町）

Ⅲ-2-2 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成

①施策の概要

確かな学力・豊かな心、健やかな体の育成を図り、就学前から心身ともに健全な育ちを推進することは、社会が加速度的に変化していく中で、自らの生涯を生き抜く力を培うために必要不可欠です。

今後も、個に応じたきめ細やかな指導と個を活かした協働的な学びを進め、よりよく生きるための社会性や道徳性を養い、積極的に運動に親しみ、望ましい生活・食習慣の確立が図れるよう地域や家庭との連携も深め、知・徳・体のバランスのとれた子どもたちを育成します。

②主な事業

- 教育委員会の運営
- 学校(園)訪問
- NEXTGIGA スクール ※再掲
- 給食センター等における食育推進事業
- 「げんき手帳」の作成
- 三木町幼小中人権・同和教育研修会

Ⅲ-2-3 教職員の資質向上

①施策の概要

校(園)内では、学校運営協議会や学校(園)訪問等で学校課題についての指導を行い、教員がその指導や全国教員研修プラットフォーム(Plant)の研修履歴を基に自己の研修課題を設定できるようにします。そして、スクールサポートスタッフの配置を進め、事務作業の分担によって研修に専念できる環境を整備します。

校(園)外では、教員県外研修視察等の補助を行い、先進校の実践から学ぶ研修機会の確保につなげます。

中学校の部活動では、部活動指導員の配置等を促進し、専門的指導技術を教員が学び、部活指導に活かせるようにします。

今後も、これらの取組を継続・発展させることで、教職員の資質と専門性を高め、地域全体で教育力の向上を図ります。

②主な事業

- スクールサポートスタッフ(教員業務支援員)
- 部活動指導員配置促進事業
- コミュニティ・スクール(学校運営協議会)
- 学校(園)訪問 ※再掲

Ⅲ-2-4 学校(園)・地域・家庭の協働による教育環境
①施策の概要
<p>子どもを取り巻く環境や学校(園)が抱える課題の複雑化・多様化に対応するために、学校(園)・地域・家庭が連携し、地域とともに歩む学校(園)づくりを推進します。特に、地域住民や団体の参画による学校(園)運営に必要な支援や体験的な学びの場等を拡充します。</p> <p>また、地域住民・保護者による見守り活動や防犯活動、交流の場づくりを通じて安心・安全な教育環境を整備します。あわせて、家庭や地域と学校給食センターが連携した食育を推進し、望ましい食習慣の定着につなげます。</p>
②主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティ・スクール(学校運営協議会) ※再掲 ● 食育推進 ● 青少年の健全化
Ⅲ-2-5 安全・安心な教育環境の整備と教育DXの推進
①施策の概要
<p>学校施設は災害時の避難所としての役割もあり、多様化する教育活動への対応に加え防災機能強化が求められます。</p> <p>しかし、施設の老朽化が進んでおり、施設の利用状況に応じた施設整備を早急に進めていく必要があります。</p> <p>また、ICTを活用したより効果的で柔軟な学びや情報モラル教育の実現、校務の効率化を図るための校務DXを推進するための環境整備を行います。</p>
②主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設長寿命化・更新事業 ● 教育DX
Ⅲ-2-6 多様な教育ニーズに応じた指導・支援
①施策の概要
<p>特別支援教育の充実、不登校対策、国際理解教育の推進、日本語指導が必要な子どもへの支援、いじめ、虐待、ヤングケアラーへの迅速な対応、部活動地域展開、教職員の働き方改革等、今日的教育ニーズに対して、今後も、行政・関係機関・家庭・学校(園)等が密接に連携し、教育課程や教育内容・方法の改善と支援に取り組むとともに、教職員の指導力の向上に努めます。</p>
②主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援教育就学奨励事業(小・中学校)

- 通級指導教室(小中学校)
- 医療的ケア(看護師の配置)
- 発達検査・教育相談事業
- 教育支援センターの整備
- 外国語教育支援員の配置
- 小中学生交流事業(カナダディズベリー町、北海道七飯町) ※再掲
- 部活動地域展開事業
- ALT 配置事業(小学校・中学校) ※再掲

■施策の基本的方向

Ⅲ - 3 文化の香り高い文教のまち

□めざす方向

文化・芸術	本町が持つ文化財や偉人の功績、芸術等を守り、後世に引き継ぎながらも本町の強みとして広く発信していきます。
スポーツ	多目的広場や公園等の整備、さぬき三木スポーツクラブ等の活動支援等、ハード、ソフト両面から誰もがスポーツに触れられる機会の創出を図ります。

□施策

Ⅲ-3-1 文化・芸術の振興

①施策の概要

地域の自主性や特色を尊重しつつ、各公民館や文化施設で学習や講座、発表会等を実施し、住民の生きがいづくりや交流の場を提供します。

また、池戸公民館アートギャラリー等における絵画等の作品展示、獅子舞等芸能活動の推進を通じて文化振興を進めるとともに、子どもや若い世代の参加を促し、世代を超えた文化交流を推進します。

そのほか、文化財保護活動や埋蔵文化財の保全に取り組み、地域の歴史と文化の継承に努めます。

②主な事業

- 文化祭
- 公民館
- 文化財保護事業
- 埋蔵文化財発掘調査

Ⅲ-3-2 スポーツの振興

①施策の概要

スポーツ少年団やスポーツ推進委員、さぬき三木スポーツクラブ等、多様な主体と連携し、ニュースポーツや水辺の安全教室、陸上トレーニング等、学校教育では得られない体験機会を提供しています。

一方で、スポーツ協会やスポーツ少年団の会員数や参加者数は減少傾向にあり、町民全体が継続的に参加できる仕組みづくりが求められています。

今後、総合運動公園をはじめとする主要施設の計画的な改修を行い、安全で快適な利用環境を確保しながら、町民の健康づくりやスポーツ振興に資する取組を推進します。

②主な事業

- ゆめ実現バックアッププロジェクト
- 総合運動公園管理事業
- B&G 三木海洋クラブ運営事業

■KPI（重要業績評価指標）

項目	現況値 (R7)	目標値 (R12)
1歳6か月健診受診率 (%)	98.0	100.0
地域子育て支援拠点事業利用者率 (%)	19.5	25.0
保育所待機児童数 (人)	0	0
要保護児童対策地域協議会でケース台帳に登録している件数 (件)	60	55
ALT等を活用した海外の学校との交流回数 (回)	5	10
全国学力・学習調査平均正答率(対国比) (%)	+1.1	+2
全国体力・運動能力調査総合評価 AB率 (%)	53.2	54.0
全国教員研修プラットフォーム管理下の教職員研修への参加率 (%)	2.6	3
住民の協力を得た学校活動数 (回)	4	5
部活動指導員・地域指導者配置率 (%)	58.8	80.0
個別の教育支援計画作成率 (%)	81.3	90.0
不登校率 (%)	3.8	3.3
教職員の時間外在校年間平均時間 (時間/月)	41.5	30
生涯学習施設(体育系施設・文化系施設合計)利用者数 (人)	216,930	260,000
スポーツ少年団団員数 (人)	303	310

基本目標Ⅳ 人を大事にするやさしいまちづくり

数値目標（KGI）

指 標	現況値（R7）	目標値（R12）
65歳以上高齢者のうち要介護1以下の人口割合（%）	90.8	90.0

※現況値：介護保険事業状況報告 令和7年4月末日現在

■施策の基本的方向

Ⅳ - 1 健康で長寿のまち

□めざす方向

健康づくり	ライフステージに応じた適切な健康づくりを支援し、健康寿命の延伸に努めます。
医療体制	医師会等との連携強化を図り、地域医療体制が安定供給できるよう努めます。
地域包括ケアシステム	高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域におけるネットワークを構築し支援体制の強化を図ります。

□施策

Ⅳ-1-1 健康づくりの推進	
①施策の概要	
<p>健康寿命の延伸をめざし、感染症予防、生活習慣病の発症予防・重症化予防、疾病の早期発見・治療を推進しており、その取り組みの一環として、特定健診やがん検診の受診環境の改善や受診率向上を図ります。</p> <p>今後も、小児から成人まで、切れ目なく健康課題やライフステージに応じた健康づくりを推進します。</p>	
②主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ● 予防接種事業 ● 特定健診、がん検診の推進 ● 小児生活習慣病予防対策事業 ● 生活習慣病重症化予防対策事業 ● 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 ● 精神衛生事業 	

IV-1-2 医療体制の充実	
①施策の概要	
医師会、歯科医師会、薬剤師会、近隣市町等と連携し、在宅当番医制及び病院群輪番制等地域医療体制の充実を推進します。	
②主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時医薬品等備蓄事業 ● 広域的医療体制の確保事業 	

IV-1-3 地域包括ケアシステムの深化・推進	
①施策の概要	
<p>高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者や一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が増加しており、地域全体で高齢者を支える体制の構築が求められています。</p> <p>地域の見守りや、介護予防事業等により、運動・口腔・認知機能等の維持向上を図り、自立支援・重度化防止を推進するほか、医療と介護の連携の推進、地域のネットワーク構築に向けた取組を促進しています。</p> <p>今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みを持続的に構築し、地域に根ざした包括的な支援体制を強化します。</p>	
②主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ● ご長寿健康増進ポイント事業 ● 権利擁護事業 ● 介護予防サービス事業 ● 総合相談事業 ● 一般介護予防事業 ● 認知症総合支援事業 ● 介護予防・日常生活支援総合事業 ● 在宅医療・介護連携推進事業 	

■施策の基本的方向

IV - 2 様々な人が輝く共生社会の実現

□めざす方向

高齢者	地域を支える主役として一生現役で活躍できる体制づくりを推進します。
障がい者	雇用、就労等の機会を創出するとともに、社会の一員として当たり前を受け入れる町民意識の醸成を推進します。

外国人	外国人との交流の場を創出し、言葉の壁や文化の壁等を理解し、受け入れる意識醸成とともに、多言語化の推進等を通し、外国人も住みやすい体制づくりを図ります。
人権尊重意識	同和問題や男女差別等、根強い人権課題はもとより、近年の新たな人権課題にも柔軟に対応できる意識付けを図ります。

□施策

IV-2-1 高齢者の生きがいづくり	
①施策の概要	
<p>高齢者の居場所づくり、生きがいづくりを目的とし、老人クラブやボランティア活動、就労支援等、社会参加を促進します。</p> <p>今後も、介護予防サポーター養成や見守り活動の充実を図り、高齢者が地域を支える担い手となれる仕組みを整え、地域住民が支え合いながら地域の課題を解決していくことのできる地域共生社会の実現をめざします。</p>	
②主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防サポーター養成講座 ● シルバー人材センターの運営支援 ● 各種介護予防教室 	

IV-2-2 障がい者がその人らしく	
①施策の概要	
<p>すべての住民が等しくかけがえのない個人として尊重される共生社会の実現をめざし、障がいの有無にかかわらず、誰もが社会を構成する一員として、雇用、就労をはじめ、あらゆる分野の活動に参加できる機会を創出します。</p> <p>また、障がいへの理解を深め支え合う町民意識を醸成し、こころのバリアフリーの促進により誰もが自分らしく活躍できるまちづくりを推進します。</p>	
②主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉タクシー事業 ● みきの家運営事業 ● 障害者地域生活支援事業 ● 障害福祉サービス事業 ● 障害児通所支援事業 	

IV-2-3 多文化共生社会	
①施策の概要	

外国人への差別や偏見をなくすため、学校教育や社会教育を通じて正しい理解を促し、意識啓発に取り組むとともに、外国人との交流を深め、互いの文化や価値観への理解を広げる活動を推進します。

今後も、多様な文化や背景をもつ人々がともに尊重し合い、安心して生活できる社会の実現をめざします。

②主な事業

- 防災情報等多言語化

IV-2-4 人権尊重意識の普及・高揚

①施策の概要

SNSによる誹謗中傷や感染症、性的少数者に対する差別等、多様化する人権課題に対応するため、相談体制の充実と人権教育・啓発活動を継続して実施します。

また、町内小中学校における啓発事業や障がい者スポーツ体験等を通じ、児童生徒の人権意識の醸成を図るとともに、研修会や研究集会への積極的な参加により、地域全体の理解促進を進めます。

今後も、同和問題や男女共同参画等の人権課題はもとより、多岐にわたる幅広い人権課題の解決に取り組み、広報誌や啓発冊子及び各種大会等を通じた普及啓発を継続します。

②主な事業

- 男女共同参画
- 同和対策
- 人権啓発活動事業
- 障がい者スポーツ等体験教室
- 隣保館運営事業

■KPI（重要業績評価指標）

項目	現況値（R7）	目標値（R12）
特定健診受診率（％）	45.3	64.0
町内医療機関数（施設）	27	27
介護予防教室参加者数（人）	5,172	5,217
介護予防サポーター登録者数（人）	180	205
訓練等給付利用者数（人）	139	177
外国人居住者数（人）	331	545
人権講演会参加者数（人）	364	500

基本目標Ⅴ 安全安心で住みよいまちづくり

数値目標（KGI）

指 標	現況値（R7）	目標値（R12）
町内総人口（人）	26,877	25,289

※現況値：住民基本台帳 令和7年1月1日現在

■施策の基本的方向

V - 1 快適な住環境

□めざす方向

衛生的な生活環境	生活排水や廃棄物、温室効果ガス等、地域環境に影響を与えるものに対し、適正処理、排出量低減等の施策を講じ、衛生的な生活環境を確保します。
様々な人が集う場所	公共施設の統廃合等によって生じる用地を活用し、町民の憩いの場を整備します。

□施策

V-1-1 衛生的な生活環境をつくる

①施策の概要

汚水処理施設の適切な維持管理と普及促進を進めるとともに、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進やごみ減量化に取り組みます。

また、再生可能エネルギーの導入支援や脱炭素化の取組を強化し、環境美化や希少生物の保護活動とあわせ、町民の環境意識の向上を図り、ゼロカーボンの実現をめざします。

上水道事業に関しては、効率的な水道運営及び広域的な水融通のため、香川県広域水道企業団の事業として県下一元化して行っており、その運用経費の一部を負担しています。

②主な事業

- 犬猫不妊去勢手術費の助成
- 住宅用太陽光発電システム設置費補助金
- ごみ収集運搬事業
- 指定ごみ袋作成及び販売委託業務
- 浄化槽設置整備事業
- 下水道事業（公営企業）
- 広域水道企業団負担金

V-1-2 様々な人が集う場所づくり	
①施策の概要	
人口減少に伴い、施設の廃止、統合が進むことで発生する未利用地や余剰施設を活用し、公園、緑地等、町民の憩いと交流に資する空間として整備を行い、地域の魅力向上や生活環境の充実を図ります。	
②主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ● 総合運動公園多目的広場（令和4年度整備） ● 井上すこやか公園（令和6年度整備） 	

■施策の基本的方向

V - 2 交通利便性の向上

□めざす方向

持続可能な公共交通	現在運行している町内コミュニティバスの運行体系を見直し、当該バスの利便性向上及び基幹的公共交通である鉄道、路線バスとの結節性向上を図ります。
道路・橋梁	道路、橋梁の健全性は町民の生命、財産に直結するインフラであり、計画的見通しをもって、最適な方法で維持修繕を行っていきます。

□施策

V-2-1 持続可能な公共交通	
①施策の概要	
<p>町内のコミュニティバスは、住民の生活に欠かせない交通手段となっていますが、定時定路線の見直しやデマンド運行の検討、近隣市町との広域的なネットワーク構築等、最適な運行体系を模索していくことが求められています。</p> <p>また、基幹公共交通であることでは、安全設備更新や新造車両製作の支援を行っており、今後も、利用者の安全・安心を確保しつつ、町全体の公共交通の健全性維持、利便性向上に努めます。</p>	
②主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ● パークアンドライド運営事業 ● コミュニティバス運行事業 ● 公共交通支援事業 	

V-2-2 道路・橋梁の維持修繕	
①施策の概要	
<p>道路や橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持修繕を進め、安全で快適な交通環境を確保します。特に町道砂入荒木線の早期開通をはじめ、住民生活や地域産業を支える道路網を強化します。</p> <p>今後も、交通安全施設の整備を推進し、安心して暮らせる道路環境を構築します。</p>	
②主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全施設整備事業 ● 橋梁長寿命化事業 ● 町道舗装事業 	

■施策の基本的方向

V - 3 安全・安心なまち

□めざす方向

地域防災力	公助として必要な備えを整備するとともに、自主防災組織に対し、「自分たちの地域は自分たちで守る」意識づけのための支援を行います。
消防行政	常備消防と非常備消防の連携を一層強化するための共同訓練の実施等により、さらにきめ細かで強靱な消防体制を構築します。
住宅耐震化等	南海トラフ大地震の発生確率が高まる中、住宅の耐震化工事の支援を行うと同時に、倒壊の危険が高い老朽空き家を除却し、地域の安全性向上を図ります。
空き家対策	老朽化等による危険空き家の除却を進め、また、住居として空き家の取得を促進することで空き家件数の減少を図り、安全なまちづくりを推進します。
防犯・交通安全	高松東警察署等関係機関と連携し、広報、周知徹底を実施することで、悲惨な犯罪、事故のない安全・安心なまちづくりに努めます。

□施策

V-3-1 地域防災力の向上
①施策の概要
<p>備蓄物資の適正な更新や防災資機材の整備、防災行政メールの登録促進、自主防災組織への支援等を通じて、住民主体の防災活動を支援し、地域全体の防災力向上を図ることが必要です。台風や水害に加え、今後、高い確率で発生が懸念される南海トラフ地震等からの被害を軽減するため、自らの身の安全は自らで守る「自助」、地域は互いに助け合う「共助」及び行政が支える「公助」の理念に基づき、地域と行政が連携して防災対策を推進します。</p>
②主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 防災対策 ● 防災行政メール ● 自主防災組織活動費補助金 ● ため池防災対策事業 ● ため池監視体制整備事業

V-3-2 消防行政の一体的連携
①施策の概要
<p>火災や自然災害から住民の安全を守るため、消防行政の一体的な体制強化が求められています。本町の常備消防は広域化によるスケールメリットを活かす目的から、高松市への業務委託を継続し、効率的な消防体制を確保します。</p> <p>また、常備消防と連携し、住民等約230名で組織される非常備消防（消防団）の消防活動により、きめ細かかつ強靱な消防行政を維持しています。</p> <p>今後も、必要に応じた装備品の整備や適切な訓練の実施等を通し、持続的な消防行政の基盤を確立し、住民が安心して暮らせる地域づくりを推進します。</p>
②主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 常備消防 ● 非常備消防 ● 消防施設整備

V-3-3 住宅等耐震化の推進
①施策の概要
<p>南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害に備え、住宅の耐震性向上を図ることで住民の安全を確保します。</p> <p>今後も、災害に強いまちづくりを推進するため、補助制度の活用を促進し、広報紙やホームページ等を通じて周知を図ります。</p>
②主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 民間住宅耐震対策支援事業 ● 民間危険ブロック塀等撤去支援事業

V-3-4 空き家対策の推進
①施策の概要
<p>空き家については、景観の悪化、害獣、害虫の発生等、地域の生活環境に及ぼす影響だけでなく、不法侵入者等による犯罪の温床となり得ることや倒壊、火災といった災害に対する脆弱性等、地域の安全についても悪影響を及ぼす重大な問題となっています。</p> <p>本町でも空き家件数が600件を超えており、(令和2年12月策定「三木町空き家等対策計画」より)老朽化した危険空き家については、危険度の高いものから優先的に除却を進めます。</p> <p>また、利活用可能な空き家については、空き家バンクへの登録を促進するため、引き続き利活用者への情報発信を行います。</p> <p>さらには、空き家に関する相談会の実施や、地域おこし協力隊等を活用した空き家の掘り起こしを行い、空き家バンク登録数のさらなる増加を図ることで空き家の利活用を推進し、空き家件数の減少を図ります。</p>
②主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽危険空き家除却支援事業 ● 空き家バンク運営 ※再掲 ● 地域おこし協力隊 ※再掲 ● 空き家無料相談会 ● 空き家改修等補助事業 ● 空き家活用型事業所整備事業 ※再掲 ● 空き家活用型起業促進事業 ※再掲

V-3-5 防犯・交通安全の推進
①施策の概要

香川県や高松東警察署等の関係機関と連携して、防犯及び交通安全に関する啓発活動や教育事業を実施しています。高齢ドライバーの免許返納促進、交通教室の開催や防犯灯の設置・維持管理等を通じ、地域の安全を確保するとともに、住民一人ひとりの防犯・交通安全意識の高揚を図り、住民が犯罪や交通事故に遭わない・起こさせない環境づくりを推進し、安全・安心なまちづくりの実現を図ります。

②主な事業

- 交通安全対策
- 防犯灯等管理事業

■KPI（重要業績評価指標）

項目	現況値 (R7)	目標値 (R12)
汚水処理人口普及率 (%)	71.2	81.2
町民1人1日当たりの一般廃棄物処理量 (g)	725	700
使途未定な町有財産数 (箇所)	7	6
町公共交通利用者数 (人)	10,764	14,000
舗装修繕計画進捗率 (%)	9.0	34.0
橋梁長寿命化計画進捗率 (%)	5.0	68.0
地区防災計画作成地区数 (大字)	4	13
避難行動要支援者個別避難計画作成数 (人分)	130	200
消防団員充足率 (%)	95.65	97.00
支援制度を利用した累計空き家除却数 (件)	43	103
空き家バンク利活用数 (空き家から住居に改修) (件)	14	29
交通事故発生件数 (件)	40	35
運転免許返納者数 (人)	90	100

3

行財政改革基本方針

限られた経営資源（人・モノ・カネ）を効果的・効率的に活用し、スピード感を持った行政経営を実現するための指針



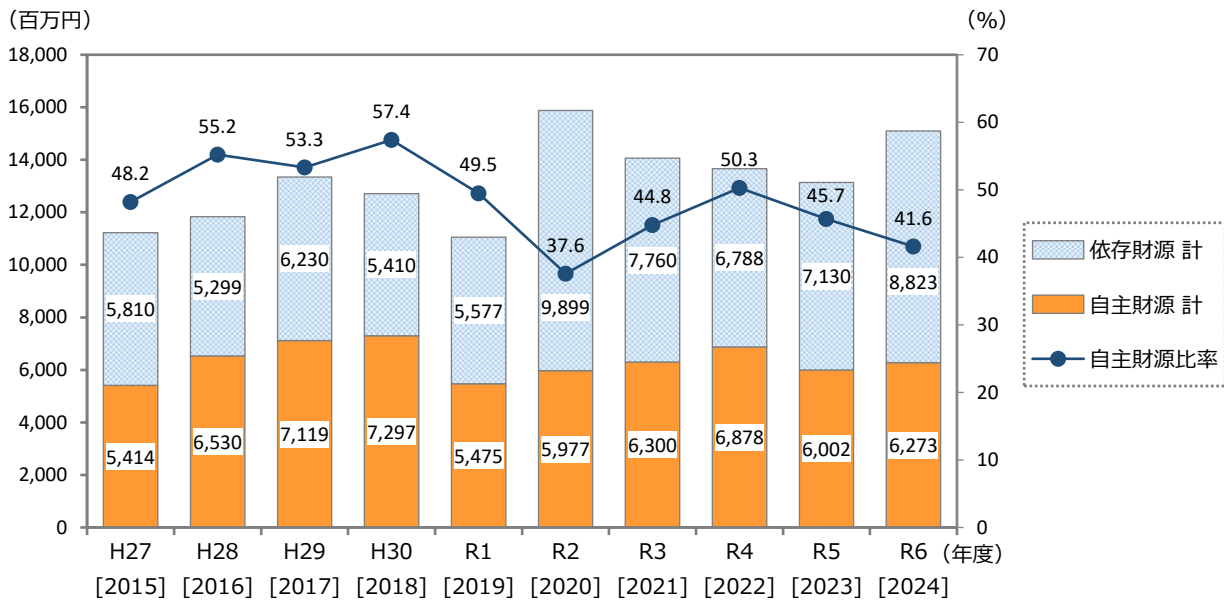
第7章 行財政改革基本方針

1. 町が直面する現状と課題

(1) 歳入の状況

普通会計における過去10年間の歳入推移を見ると、平成29年度から令和元年度までは自主財源比率は50%台を維持していましたが、令和2年度に37.6%まで低下し、その後は40%台半ばで推移しています。

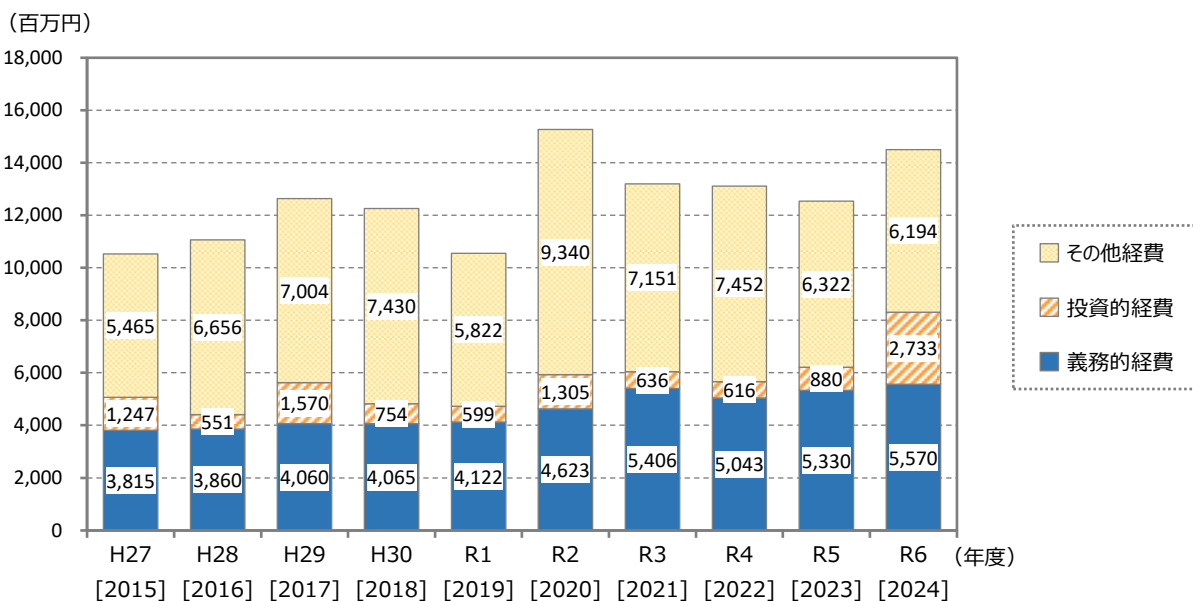
今後、自主財源比率の向上、補助金、交付税措置率の高い地方債の積極的活用等、財源の効率的な運用を図ります。



(2) 歳出の状況

普通会計における過去10年間の歳出推移を見ると、投資的経費は年度による変動が大きく、令和6年度には27億3,300万円と近年で最も高くなりました。

将来的に予定されているハード整備の本格化により、投資的経費の増大による財政の圧迫が懸念されます。



(3) 経常収支比率・健全化判断比率の状況

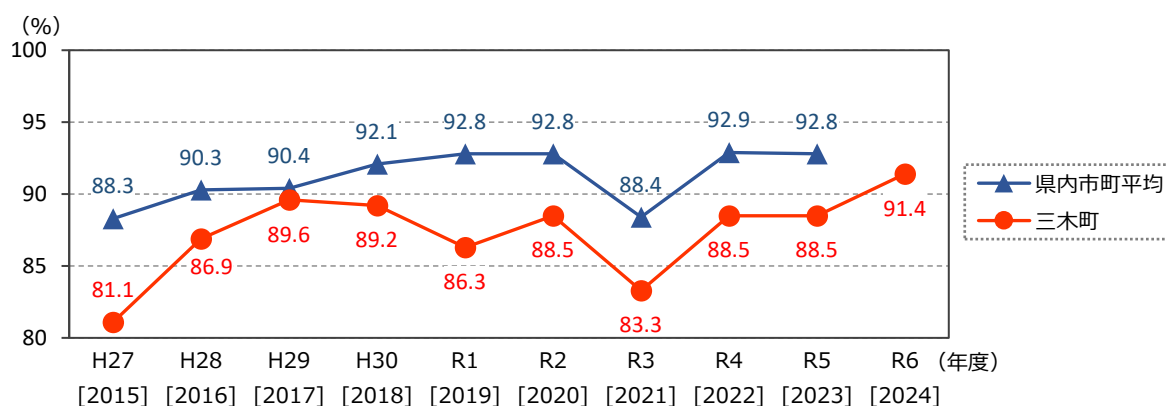
過去10年間の財政指標の状況を見ると、経常収支比率は概ね90%前後で推移しており、近年はやや上昇傾向にあります。この主因は、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係の扶助費、物価高騰に伴う光熱水費等の義務的経費の増加が挙げられます。

また、実質公債費比率は比較的安定した水準で推移しているものの、近年は増加傾向で推移しています。

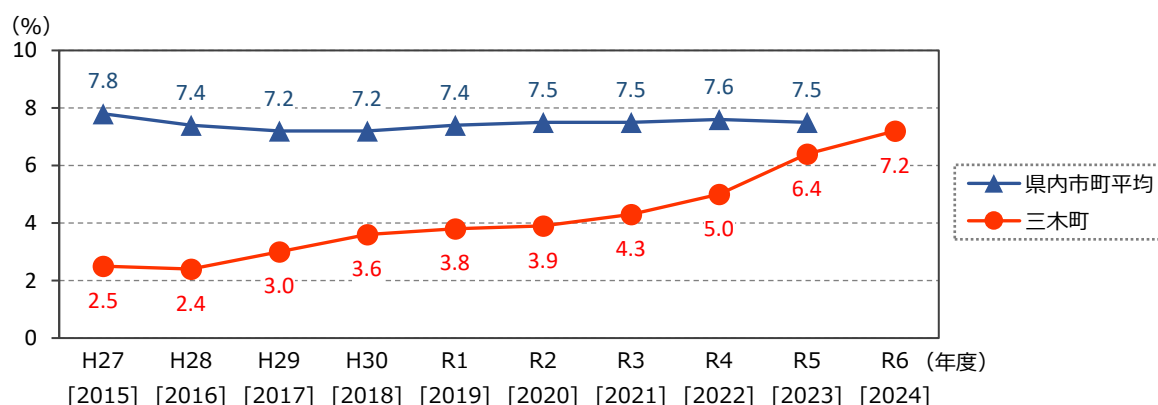
将来負担比率については令和3年～令和5年の間0.0%で推移していましたが、令和6年度は過去10年間で最も高くなっています。

この2指標は、予定しているハード整備に充てる地方債の借入れ増大及び過去に借り入れた大規模事業の地方債元金償還等により、今後の悪化が懸念されます。

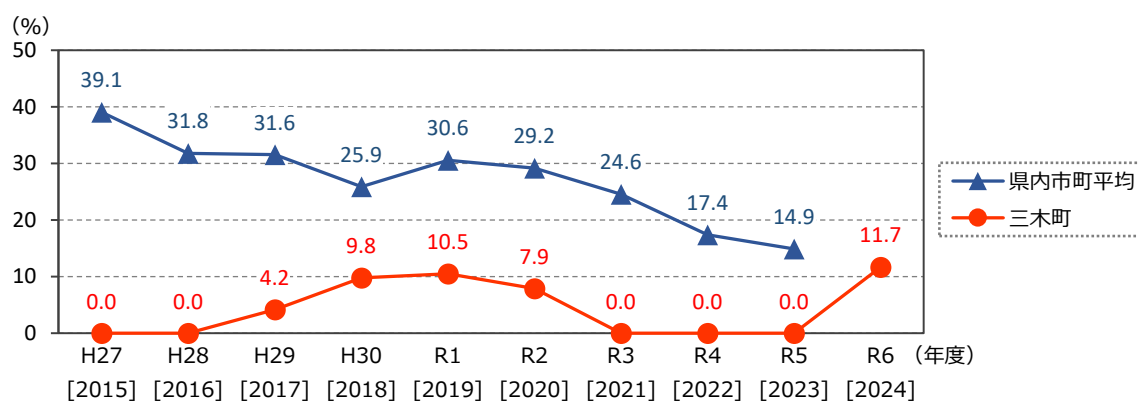
◆**経常収支比率**◆ 数値が低いほど臨時的な経費に対して余裕がある。70～80%が適正で90%以上は硬直化しているとされる。



◆**実質公債費比率**◆ 自治体の収入に対する負債返済の割合。この数値が大きいほど、返済の資金繰りが厳しい。



◆**将来負担比率**◆ 将来支払う可能性がある負債の一般会計比率。350%以上で早期健全化団体となる。

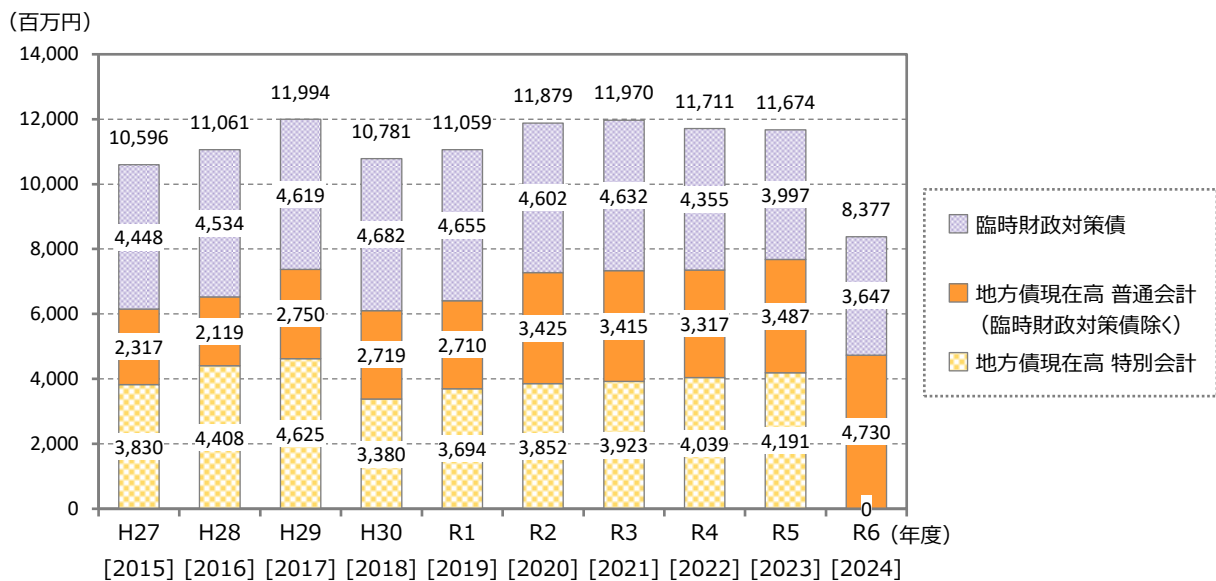


(4) 地方債・基金現在高の状況

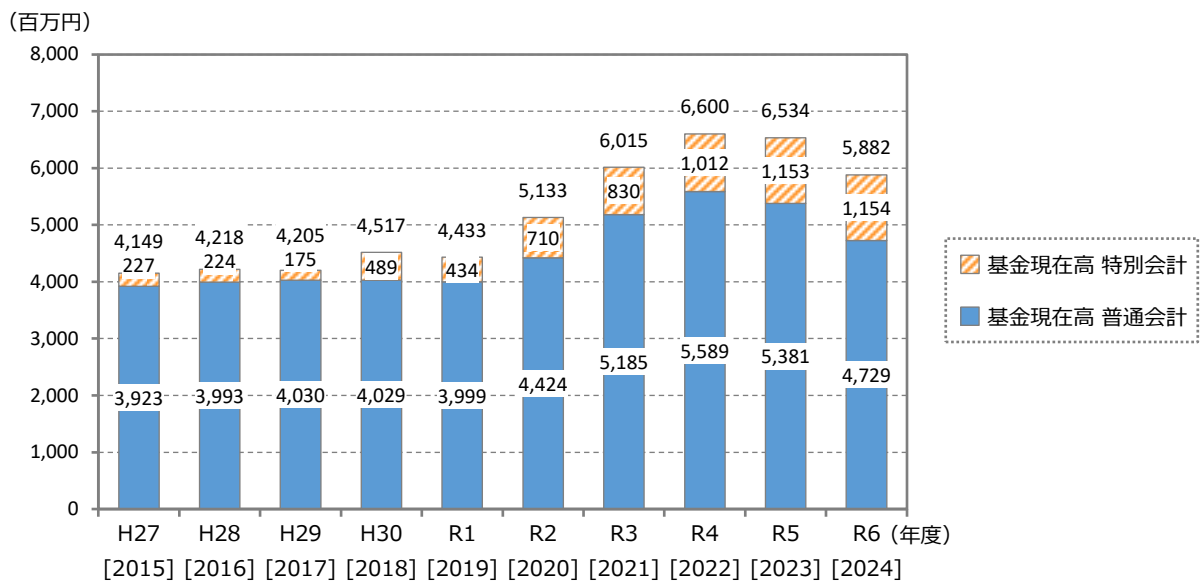
過去10年間の地方債現在高を見ると、平成27年度以降、概ね110億円前後で推移していましたが、令和6年度は83億7,700万円と減少しました。これは、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計が公営企業会計に移行し、町会計と別算定となったためであり、地方債現在高全体額として目立った減少には至っておらず、当会計における地方債償還金の一部に対し、町の負担が発生しています。

また、過去10年間の基金現在高を見ると、基金残高は平成27年度以降、概ね増加傾向で、これは主として、ふるさと納税を原資とするふれあいふるさと基金の増によるものです。しかしながら、令和4年度をピークに逡減しており、これは、ふれあいふるさと基金及び使途に制限なく充当できる財政調整基金を取り崩すことで収支の均衡を保っていることによるものであり、財政状況が非常に不安定化しています。

◆地方債現在高の推移◆



◆基金現在高の推移◆



※上記グラフにおける数値は、見やすさを重視して百万円単位に四捨五入して表記しています。そのため、各項目を単純に合算した数値と、合計欄の数値が一致しない場合があります。

(5) 公共施設の在り方

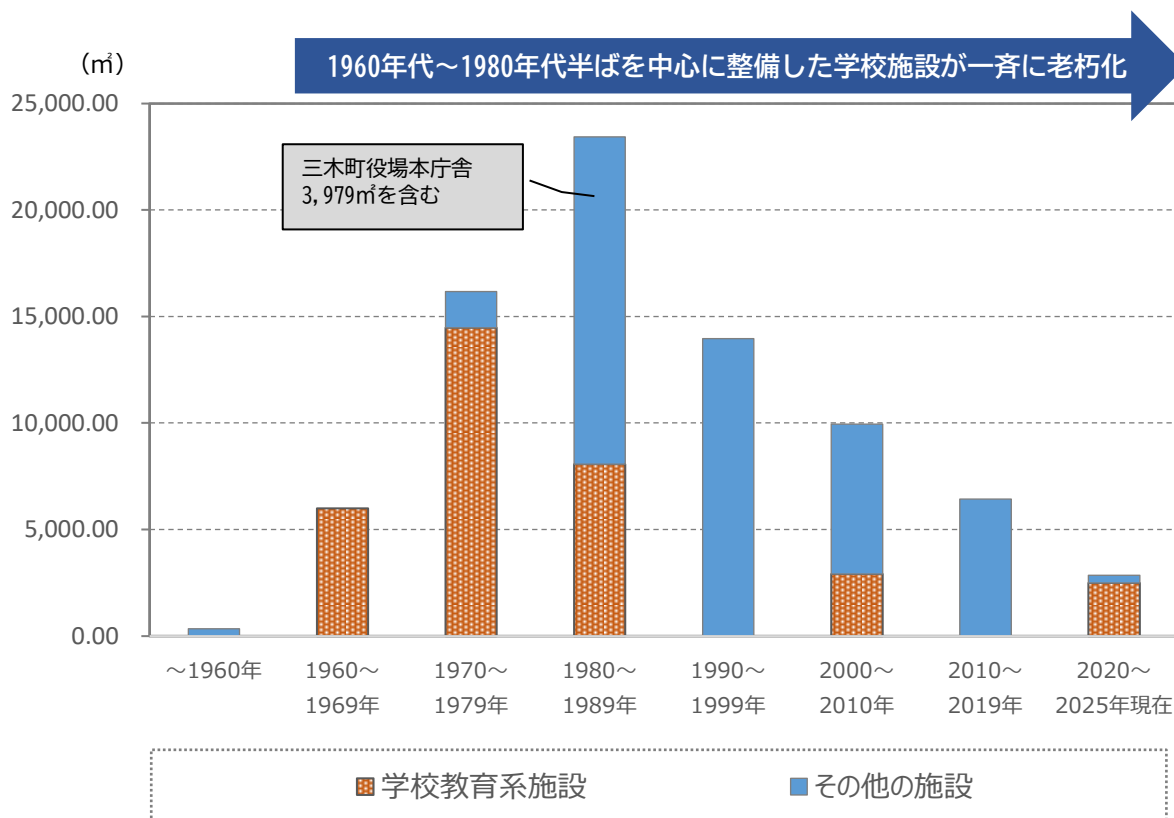
公共施設の在り方を見ると、1960年代から1980年代半ばにかけて整備し、築年数40年を経過した学校施設、とりわけ1960年代に建設した三木中学校が目標耐用年数(60年)を超過しています。当該施設は大規模改修の必要に迫られながらも、厳しい財政状況の中、計画通りの進捗が見られていません。

今後本町は、学校施設に限らず所有する多数の公共施設について、長寿命化改修工事等による延命策を講じたうえで、人口減少に伴う統廃合等も視野に、事業規模の適正化、施設改修、更新にかかる財政負担の平準化を図ります。

◆改修等計画のある施設◆ 公共施設個別施設計画(2019年(R元)策定)において選定した施設

施設類型	施設数	棟数	延床面積(m ²)
学校教育系施設	6施設	26棟	33,910.30
町民文化系施設(出張所含む)	13施設	13棟	17,324.39
スポーツ・レクリエーション系施設	5施設	5棟	4,559.40
産業系施設	1施設	1棟	1,390.00
子育て支援施設	10施設	12棟	7,205.93
行政系施設	18施設	21棟	8,960.29
保健・福祉施設	5施設	5棟	1,629.93
その他	3施設	9棟	4,127.04
合計	61施設	92棟	79,107.28

◆改修等計画のある施設整備経緯(延床面積)◆



(6) 課題まとめ

課題を洗い出すと以下の5点に集約されます。

- ①飛躍的な物価高騰
- ②デジタル化に対応した多額の設備投資
- ③多様なニーズに応じた多彩な施策
- ④人口減少に伴う施設の統廃合によるハード整備
- ⑤公共施設の老朽化に伴う長寿命化・更新

現在、人口減少、少子高齢化、デジタル化の進展、多様性を認めるダイバーシティ&インクルージョンの推進等、社会情勢の大きな変化に伴い、多額の必要経費による財政状況の傾きが顕在化していることから、財政の立て直しを今回の行財政改革の主眼とします。

2. 三木町を改革する新たな三つの柱（新改革3本柱）

前計画の行財政改革基本方針（以下「行革」という。）は、コロナ禍の最中である令和2年度に策定し、「アフターコロナを見据えた行財政運営」として、変化した生活様式に対応した行政運営に重点を置いたものでした。前計画では、改革3本柱を掲げ、業務の合理化・効率化に取り組んできました。

しかしながら、現在の厳しい財政状況を立て直すためには、従来の取組に加え、①支出を適正化し必要な資源の量を見極めること、②収入を拡大し投入可能な資源を増加させること、③事務事業を効率化し人的資源の適正化を図ることが重要です。単に必要な事業や業務に費用を投入するのではなく、経済的資源（カネ）、物的資源（モノ）、人的資源（人）が有限であることを認識したうえで、事業規模・事業量の縮小検討も含め、コスト意識を持って適正に資源を配分することが、これからの行財政運営に求められます。

このような視点を踏まえ、本計画は以下の新たな改革3本柱に基づいて推進します。

旧改革の柱

柱1

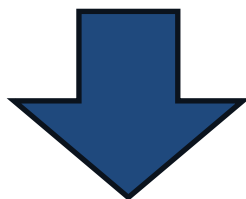
持続可能な**財政基盤**
の強化

柱2

ニューノーマルを
見据えた**行政経営**の確立

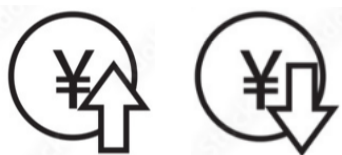
柱3

信頼される職員の育成と
質の高い**行政サービス**



厳しい財政状況を立て直すため、事業規模・事業量の縮小検討も含め、コスト意識を持って適正に資源を配分

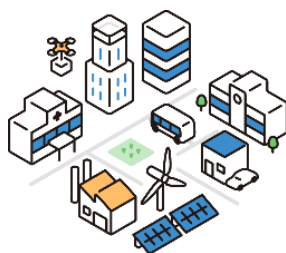
【新改革3本柱】



財政基盤

持続可能な財政基盤の
強化
(カネの適正配分)

柱1



行政経営

効率的で利便性の高い
行政経営の確立
(モノの適正配分)

柱2



行政サービス

信頼される職員の育成と
質の高い行政サービス
(人の適正配分)


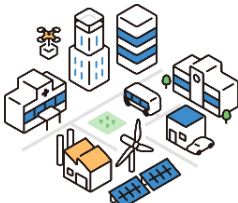
柱3


3. 行財政改革実施計画

新改革3本柱を具体化したアクションプランを作成します

行革は、第3期三木町総合戦略の事業執行に資する実施細目（事務的作業）の適正化を規定したものであり、現行の行革の内容を見直し、以下に掲げるものを除外しました。

- ・ 総合戦略に搭載しているもの（事務事業の性格が低いもの）
（例：「住民との協働の推進」等）
- ・ 各担当課が独自に検討すべきもの（全町的に検討すべきでない個別の業務）
（例：「農業委員会への届出の見直し」等）
- ・ 業務規模等に応じてその都度、業務形態の適正化を図るべきもの（数量、規模、対象等、検討の余地がある業務）
（例：「封入封緘業務の削減」等）

柱	取組項目	内容
柱1 持続可能な財政基盤の強化（カネの適正配分） 	1-1 経営視点に立った財政運営	基金の適正管理や予算配分の重点化等を進め、将来にわたって安定的で新たな行政需要に柔軟に対応できる、健全な財政運営を図ります。
	1-2 自主財源等の歳入の確保	有料広告媒体の拡大や公金収納方法の多様化等により、安定した自主財源となる歳入の確保と強化に取り組みます。
	1-3 不断の歳出改革と将来負担の軽減	年々肥大化する行政事務のムリ・ムダを省き、事業の縮小・廃止についても継続的に検討します。あわせて、見直しのなされてこなかった手数料、使用料について抜本的に見直し、将来を見据えた経常収支の改善を図ります。
柱2 効率的で利便性の高い行政経営の確立（モノの適正配分） 	2-1 住民の利便性の向上	住民の視点に立って、住民サービスの基本である窓口サービスを改善するとともに、申請書類の見直しや添付書類の省略化等により、住民の利便性の向上に取り組みます
	2-2 ICTを活用したサービスの向上	AI及びRPA等のICT技術の効果的な活用や、行政手続のオンライン化の推進等により、多様化する住民ニーズに対応した、より便利で利用しやすい住民サービスの向上に取り組みます。
	2-3 ICTを活用した業務プロセスの最適化	業務の最適化の観点から事務事業を検証するとともに、ICT技術の活用による業務の効率

柱	取組項目	内容
		化やデジタル化の推進により、内部事務の迅速化・適正化に取り組みます。
	2-4 財産の適正管理と有効活用	今後想定される公共施設の老朽化に伴う多額の更新費用に対応するため、社会経済情勢や住民ニーズの変化を見極めながら、施設の更新、統合、廃止の最適化に取り組みます。
柱3 信頼される職員の育成と質の高い行政サービス (人の適正配分) 	3-1 職員の能力向上	派遣研修や職員研修の充実等により、職員の能力向上を図り、多様化・複雑化する住民ニーズに的確に対応できる人材育成に取り組みます。
	3-2 組織力の向上	継続的な組織・機構の見直しや適材適所の人員配置のほか、多様な人材確保等により、高度化する行政課題に迅速に対応できるよう、組織力の向上に取り組みます。また、人口減少社会を念頭に、民間活力の積極的かつ効果的な導入を検討します。
	3-3 働きやすい環境整備	有給休暇の取得促進や時間外労働の縮減対策、ストレスチェック等による心身の健康保持等により、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスの充実を図ることができるよう、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

4. 実施計画概要（具体的な取組）

行財政改革基本方針に基づき、個別に策定する「行財政改革実施計画」では、基本方針の改革3本柱と10の取組項目に基づく実施項目について、実施工程や個別目標を具体的に記載するとともに、職員の意識改革を具現化し、全員が一丸となって取り組むこととします。

1 持続可能な財政基盤の強化（カネの適正配分）

取組項目（中分類）	No.	実施項目（小分類）	担当課
1-1 経営視点に立った財政運営	1-1-1	財政調整基金の維持	政策課
	1-1-2	財政指標の改善	政策課
	1-1-3	町債現在高の適正管理	政策課
	1-1-4	補助金制度の適正な運用	政策課
	1-1-5	地方公会計制度の推進	政策課
	1-1-6	公共施設の減免基準の見直し	生涯学習課ほか 施設を持つ全課
1-2 自主財源等の歳入の確保	1-2-7	資金運用の強化	政策課
	1-2-8	寄附財源の多角的手段による獲得	政策課
	1-2-9	広告料収入の積極的活用	全課
	1-2-10	ふるさと納税の促進	地域活性課
	1-2-11	税・料の収納率の向上	税務課ほか 徴収のある全課
1-3 不断の歳出改革と将来負担の軽減	1-3-12	届出手数料・使用料・申請方法等の見直し	生涯学習課ほか 施設を持つ全課
	1-3-13	スクラップ・アンド・ビルドの継続的实施	全課

2 効率的で利便性の高い行政経営の確立(モノの適正配分)

取組項目（中分類）	No.	実施項目（小分類）	担当課
2-1 住民の利便性の向上	2-1-14	広報みき等（各種周知チラシを含む）のあり方検討	総務課 政策課
	2-1-15	広報・広聴機能充実に向けての取組検討	政策課
	2-1-16	公共交通の利便性向上	政策課
	2-1-17	マイナンバーカードの普及促進	住民健康課
2-2 ICT を活用したサービスの向上	2-2-18	フロントヤード改革の推進	住民健康課ほか 窓口担当課全課
	2-2-19	QR 決済の導入及び利用促進	住民健康課ほか 窓口担当課全課
	2-2-20	施設予約のデジタル化の検討	生涯学習課ほか 施設を持つ全課
	2-2-21	情報発信の充実（新たな情報発信ツールの活用検討）	政策課
2-3 ICT を活用した業務プロセスの最適化	2-3-22	事務事業の省力化	全課
	2-3-23	公的証明書のコンビニ交付	住民健康課 税務課
	2-3-24	行政事務のペーパーレス化	全課
	2-3-25	入札手続き等電子化	契約監理課
2-4 財産の適正管理と有効活用	2-4-26	未利用町有地等の有効活用	総務課
	2-4-27	町有自動車の効率的な運用	総務課
	2-4-28	公共施設個別施設計画の精査・検討・実施	総務課
	2-4-29	学校施設長寿命化の実施	教育総務課

3 信頼される職員の育成と質の高い行政サービス(人の適正配分)

取組項目（中分類）	No.	実施項目（小分類）	担当課
3-1 職員の能力向上	3-1-30	職員の人材育成・研修の実施及びコンプライアンスの徹底	総務課
	3-1-31	情報セキュリティ研修の実施	総務課
	3-1-32	災害に対する職員対応能力の強化	総務課
	3-1-33	次世代育成支援及び女性職員の活躍推進	総務課
3-2 組織力の向上	3-2-34	人事評価制度の適正な運用	総務課
	3-2-35	庁舎の運営のあり方について	総務課
	3-2-36	公共施設の管理・運営のあり方について	生涯学習課ほか施設を持つ全課
	3-2-37	職員間の連携強化	全課
	3-2-38	専門・定型業務等の見直し	全課
	3-2-39	広域連携の強化	政策課
	3-2-40	三木町観光協会の持続可能な運営体制の確立	地域活性課
3-3 働きやすい環境整備	3-3-41	時間外勤務の縮減	全課
	3-3-42	ハラスメント対策	全課
	3-3-43	職員提案の推進	総務課 政策課

三木町総合計画

編集・発行：三木町政策課 企画調整係

所在地：〒761-0692 香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地

TEL：087-891-3302

発行年月：令和8（2026）年3月
